

第一次身延町総合計画後期基本計画(案)

～地域協働でつくる身延のまちづくり～

平成 24 年 3 月

身 延 町

後期基本計画 ～身延のまちづくり施策を定める

第1章 暮らしの環境を改善する（生活・健康・福祉）

第1節	福祉のある暮らし	1
1.	地域福祉の強化	1
2.	高齢者福祉の充実	4
3.	子育て支援	7
4.	障害者自立への支援	9
第2節	快適な暮らし	12
1.	住宅・宅地の整備	12
2.	水道施設の整備	15
3.	下水道施設の整備	17
第3節	安心な暮らし	19
1.	防災対策の強化	19
2.	保健・医療の充実	22
3.	消防・救急の充実	26
4.	交通安全対策の充実	28
5.	防犯対策の充実	30

第2章 うるおいの環境を保全する（環境保全）

第1節	みどりの継承	32
1.	自然・みどりの保全	32
2.	自然との共生	34
第2節	環境の保全	36
1.	ごみ処理・リサイクル	36
2.	環境衛生・美化活動	38
第3節	美しい景観と憩いの環境	40
1.	景観の形成	40
2.	公園・憩いの空間整備	42

第3章 発展の活力をつくり出す（基盤・産業）

第1節	基盤の強化	44
1.	土地利用と開発	44
2.	交通網の整備	47
3.	集落の整備	52
4.	地域情報化の推進	54

第2節	産業の振興	57
1.	農林業の振興	57
2.	商業の振興	62
3.	工業の振興	64
4.	地場産業の振興	66
5.	観光の振興	68
第3節	産業間連携と就労環境	72
1.	新たな事業おこし	72
2.	就労環境の充実	74

第4章 人と文化をはぐくむ（生涯学習・教育・文化）

第1節	まちづくりを支える人づくり	76
1.	生涯学習の充実	76
2.	スポーツの振興	79
第2節	明日を担う人づくり	81
1.	学校教育の充実	81
2.	青少年の育成	84
第3節	地域文化をはぐくむ	86
1.	文化活動の展開	86
2.	歴史と文化遺産の継承	88

第5章 協働のまちづくりを進める（交流・協働・行財政）

第1節	多様な交流の力をいかす	90
1.	町内外の交流の展開	90
2.	国際交流の展開	93
3.	定住の促進	95
第2節	住民が主体となる	97
1.	コミュニティ活動の展開	97
2.	男女共同参画	99
3.	住民と行政との情報交流	101
4.	地域協働のまちづくり	103
第3節	行財政改革を進める	106
1.	行政運営の効率化	106
2.	財政運営の健全化	109
3.	広域連携の推進	111

注) 基本構想」で設定したまちづくり戦略プロジェクトに特に関連する施策は、計画文中の【施策】において、施策末尾に()を付けて表しています。

*) 印については巻末で用語解説をしています。

後期基本計画 ～身延のまちづくり施策を定める

第1章 暮らしの環境を改善する（生活・健康・福祉）

第1節 福祉のある暮らし

1. 地域福祉の強化

【現状と課題】

急激な過疎化及び少子高齢化によって地域や家庭の様態が変化する中で、高齢者はもちろん障害者など、地域において生活上の支援を必要とする人々が増加しています。また、近年は子育てに地域が関与しない傾向も生じており、地域の中での助け合いや支え合いの重要性が高まっています。

本町においては、地域社会における助け合いの活動ははぐくまれるよう、地域福祉に対する意識の高揚を図るとともに、社会福祉協議会など関係機関・団体との連携を推進してきました。こうしたことから各種ボランティア組織や地区における地域福祉に関わる活動は活発化して来ています。

しかし、本町においては山間集落における高齢者世帯や一人暮らし世帯も多いことから、移送支援や買い物代行など身近な生活支援の一層の充実が求められています。今後は、NPO^{*}、ボランティア団体及び地域コミュニティ等の活動が母体となる生活支援サービスの事業化を促進することが大切です。

地域福祉を推進していくためには、町が取り組んでいる様々な施策を、効果的に展開する仕組みづくりが必要です。そのため、社会福祉協議会、地域住民やボランティア、福祉関係事業者、関係団体や専門機関などと行政との連携と分担による地域協働の体制を強化する必要があります。

なお、生活保護世帯は、近年の社会構造の変化に伴い、今後も増加していくことが懸念されています。したがって、援護を必要とする世帯の実態に応じて自立できるように相談・支援を進めていく必要があります。

また、国民年金については、経済状況や将来的な年金給付への不安などにより、保険料未納者や未加入者が増えている状況にあります。そのため、年金事務所と連携しながら、町においても年金制度への理解を深める広報や相談を充実していく必要があります。

【基本方針】

地域協働による地域福祉の推進体制を整え、ボランティア活動や地域における支え合い活動の促進、地域の包括的なユニバーサルデザイン^{*}環境の整備を進めます。また、低所得者福祉や国民年金制度など社会保障を推進します。

【施策体系】

1. 地域福祉の強化	【1-1-1】	(1)地域福祉推進体制の充実	【1-1-1-1】
		(2)地域福祉活動の展開	【1-1-1-2】
		(3)福祉対応の環境整備の推進	【1-1-1-3】
		(4)低所得者福祉の推進	【1-1-1-4】
		(5)国民年金制度の推進	【1-1-1-5】

【施策】

(1)地域福祉推進体制の充実

地域福祉推進指針の策定

地域福祉計画など地域福祉推進の指針を策定し、社会福祉関係団体との協働による地域福祉活動の一体的な推進を図ります。

福祉関係団体等の連携

民生委員・児童委員や社会福祉協議会など地域において福祉活動を行っている各種関係機関・団体等が互いに連携を深めることにより、町民の自主的・自立的な福祉活動への参画機会を拡充します。

(2)地域福祉活動の展開

ボランティア活動の促進

ボランティア機能の充実を図るため、NPO、ボランティア団体の活動等のPRに努めます。

学校教育や社会教育における福祉教育を推進し、ボランティア活動の普及に努めるとともに、特に若い世代や高齢世代のボランティア活動への参加促進を図ります。

地域の支え合いの推進

地区の社会福祉活動（小地域福祉活動）の基盤強化についての方策を検討するとともに、地域ぐるみの支え合いや見守りなどの地域支え合い事業を推進します。

暮らしのサポート事業の推進

買い物代行サービス事業等のコミュニティ・ビジネス^{*}を促進し、高齢者や障害者の皆様等の日常生活におけるサポートを推進します。()

(3) 福祉対応の環境整備の推進

ユニバーサルデザイン環境の整備

生活空間及び施設において、全ての利用者にとって可能な限り、優しく使いやすい環境への改善を促進するユニバーサルデザイン化推進事業を進めます。

各種催しなどにだれもが参加できるような交通手段の確保など、生活面も含む包括的な地域ユニバーサルデザイン化を進めます。

(4) 低所得者福祉の推進

生活の援護

民生委員・児童委員や関係機関との連携により生活実態や援護ニーズの把握に努めるとともに、各種援護制度の適正な活用を進め、自立した生活に向けた指導、負担軽減を図る支援を推進します。

(5) 国民年金制度の推進

国民年金の加入促進

老後の生活の安定を図る国民年金制度の理解と加入を促すため、広報による啓発や相談業務を充実し、無年金者の解消に努めます。

2 . 高齢者福祉の充実

【現状と課題】

団塊の世代が高齢期を迎えつつある中で、本格的な高齢社会に移行することを踏まえ、高齢者が生涯を安心して健康に暮らすための環境整備や施策の再構築が求められています。

本町の高齢化率は38.2%（平成22年国勢調査）で、極めて高い高齢化率となっていますが、町においては住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送ることができる地域社会づくりを基本とし、保健・医療・福祉の連携を図りながら総合的な福祉サービスの提供に努めています。

平成12年度から介護保険制度が施行され、本町では介護サービス事業者等と協力し介護サービスの基盤を整えるとともに、日常生活支援の様々な事業に取り組んできました。

さらに適切な介護サービスの確立に向けて、第5期「身延町介護保険事業計画・身延町高齢者福祉計画」を策定し、高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、新たな介護サービス事業の創設や、地域包括ケアの充実に取り組んでいきます。今後においてもこれらについて一層の事業推進を図る必要があります。

高齢者が心身の健康を維持するためには、生きがいづくりや社会参加の促進も重要であり、高齢者でも参加しやすいスポーツや文化活動などの振興にも積極的に活動支援を行ってきました。今後とも高齢者の健康づくりと合わせて、高齢者が持つ豊富な経験と知識をいかした地域づくりへの参画をさらに拡大する必要があります。

特に、ふるさと回帰者も含む団塊の世代などを地域づくりの重要な戦力と捉え、公的なサービスを消費する側ではなく、提供する側、地域社会を支える側として位置付けて、高齢者が活躍できる環境をつくり出すとともに、退職後の就労や雇用の受け皿を整えていくことが必要です。

【基本方針】

高齢者が生涯を健康で自立した暮らしを営めるよう、在宅福祉対策を強化するとともに、民間活力と連携した介護サービス提供の充実を進めます。また、生きがいづくりを支援し、高齢者の能力がまちづくりの様々な場面で発揮されることを目指します。

【施策体系】

2. 高齢者福祉の充実	【1-1-2】	(1) 高齢者福祉施設の充実	【1-1-2-1】
		(2) 在宅福祉対策の推進	【1-1-2-2】
		(3) 高齢者介護の充実	【1-1-2-3】
		(4) 生きがい対策の充実	【1-1-2-4】

【施策】

(1) 高齢者福祉施設の充実

地域密着型サービス施設の有効利用

高齢者が住み慣れた地域で身体能力の向上及び維持に係る訓練等が受けられるよう、町内外のサービス事業者の協力を得て地域密着型サービス施設の充実と有効利用を図ります。

(2) 在宅福祉対策の推進

在宅支援

高齢者が住み慣れた地域で自立した在宅生活を送ることができるように、緊急通報システム（ふれあいペンダント）、外出支援サービス、配食サービス、認知症高齢者徘徊探索サービス事業、生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービス）や軽度生活援助事業等の充実に努めます。

地域包括支援

地域包括支援センターを中核とした総合的な介護予防システムの確立に努めるため、介護予防ケアマネジメント専門職を配置し、地域ケアネットワークづくり等に努力してきましたが、さらに介護予防サービス事業者などとの連携により、効果的な介護予防の推進を図ります。

認知症ケアに関する情報提供や早期治療の必要性の啓発を図るとともに、認知症サポーターを養成し、地域で見守るネットワークづくりなど、地域全体で支える環境整備を進めます。

高齢者虐待防止の啓発と早期に適切な対応が行える体制を整えます。

地域の支え合いの推進

ボランティアによる介護サポーター等の活動体制の強化や地域支え合い事業の推進を図ります。

暮らしのサポート

コミュニティ・ビジネスを促進し、日常生活における困りごと、お届け、駆けつけ、送迎など、地域協働による暮らしのサポート事業を進めます。()

(3) 高齢者介護の充実

介護サービス情報の提供

介護保険サービスの利用者が質の高いサービスを安心して受けることができるように、介護保険制度の内容やサービス事業者等の情報を的確に提供していきます。

地域密着型サービスの提供

住み慣れた地域できめの細かいサービスの提供を図るため、町内外のサービス事業者の協力を得ながら、「身延町介護保険事業計画」との調整を図り、地域密着型による施設サービスの要望にこたえていきます。

介護保険事業の運営

介護保険制度の円滑な実施のため、峡南広域行政組合との連携を図り、認定事務の迅速化に努めます。

介護給付費の適正化のため、ケアプランの点検・指導の強化と町指定の地域密着型サービス事業者の指導・助言・監督に努めていきます。

介護予防事業の一層の推進を図るとともに、保険料抑制のため広報等による周知を図り、介護保険財政の健全な運営に努めます。

(4) 生きがい対策の充実

社会参加の拡充

スポーツ大会、ゲートボール大会、集落敬老事業などの高齢者の様々な分野での社会参加機会の拡充を促進します。

高齢者が持つ技術・知識や経験をいかしていくため、シルバー人材センターと連携し、匠の技術伝承をはじめとした生きがい活動を促進します。()

高齢者によるコミュニティ・ビジネスの促進

高齢者が主体となるコミュニティ・ビジネスによる相互の助け合いビジネスの起業を促進します。()

3 . 子育て支援

【現状と課題】

町内の五つの公立保育所、二つの民間保育園では、社会環境の変化に伴い多様化するニーズに対応した保育サービスを提供するとともに、子育てに関する悩み相談への対応も行い、子育てと仕事の両立を支援しています。また、町では小学生を対象にした学童保育を実施し、放課後児童の健全育成を図っています。

子どもを取り巻く環境は、核家族化、少子化、ライフスタイルの変化等により大きく変動しています。特に、急速な少子化の進行により、将来の地域社会の運営や住民生活全体への深刻な影響が懸念され、子育て環境を改善し少子化を抑制する観点から、社会が一体となって総合的な少子化対策への取り組みを推進することが緊急の課題となっています。このため平成15年には次世代育成支援対策推進法が制定され、それをうけて本町では、平成17年度に「次世代育成支援対策行動計画（みのぶ子育て応援プラン）」を策定し、家庭、学校、地域、企業、行政等がそれぞれの役割のもと、一体となってすべての家庭に対する子育て支援を推進しているところです。

平成22年度からは、後期計画に掲げている様々な事業を効果的かつ効率的に推進するため、子どもの福祉と保健に関する業務等を一体的に取り組む体制の整備に努める必要があります。また、様々な活動団体が連携する子育て支援ネットワークの充実を図る必要があります。

近年、家庭や学校における児童虐待やいじめが、痛ましい事件に発展する事例が発生しており、これらを未然に防ぐ対策も重要な課題となっています。

また、離婚等による母子・父子世帯等が増加しており、子育てへの支援をはじめ、生活の安定と自立に向けた援護をしていく必要があります。

【基本方針】

「次世代育成支援対策行動計画（みのぶ子育て応援プラン）」の着実な推進を図るとともに、関係部署や関係機関及び関係団体などとの連携強化により、総合的な子育て支援体制の充実を進めます。

【施策体系】

3 . 子育て支援	【1-1-3】	(1)保育所機能の充実	【1-1-3-1】
		(2)子育て支援体制の充実	【1-1-3-2】
		(3)援護対策の充実	【1-1-3-3】

【施策】

(1)保育所機能の充実

仕事と両立できる環境整備

保護者の多様な就労形態や緊急の事情等に対応した延長保育、一時保育、障

害児保育など、子育てと仕事を両立できる環境づくりの充実・拡大に努めます。

保育所の統廃合

地区的なバランスや入園児の動向を踏まえた上で、保育所の統合整備による保育サービスの充実を進めます。

幼保一体化の検討

保育所における幼保一体化に向けて取り組みます。

(2) 子育て支援体制の充実

相談機能等の整備

児童相談所や保育所、学校、身延町子育て支援センターなどとの連携を強化し、子育て支援のための相談体制の整備を進めます。

乳幼児を持つ親の不安解消を図るため、既存施設の活用などにより、子育て相談や親同士、子ども同士の交流ができる機能を充実させます。

子育て世帯等の抱える様々な問題を解決するため、関係機関との連携を図りながら、相談、指導の充実を図ります。

児童虐待やいじめに関する相談窓口などの設置を行い、関係機関と連携しながら、きめ細かなサポートに努めます。

家庭教育の支援

NPO や地区などの協力を得ながら、親子で楽しめる体験学習機会の充実など、次代の親の育成支援を推進するとともに、家庭教育学級など生涯学習体系において家庭教育支援の取り組みを進めます。

遊び場と安全確保

公園緑地の整備や身延福祉センターの児童館運営などを通して遊び場の確保を進めるとともに、地域で子ども達を見守る活動を促進し、子どもの安全確保を進めます。

学童保育の充実

学校施設や民間施設などの活用をも検討しながら、障害児の受け入れなど運営の充実を進めます。

子育て支援対策の総合化

家庭、学校、地域、企業、行政、さらに関係機関や団体との連携を強化し、子育て支援のための課題解決や情報交換を進め、総合的な子育て支援ネットワークの充実を図ります。

(3) 援護対策の充実

生活の支援

母子・父子世帯の生活の安定と自立に向けて、児童扶養手当の給付、ひとり親家庭等医療費の助成、母子寡婦福祉資金の活用等による生活支援を図るとともに、職業訓練の促進などによる就業支援を推進します。

相談・指導の充実

ひとり親家庭等が抱える様々な問題を解決するため、関係機関との連携を図りながら、民生委員・児童委員、母子相談員等の相談・指導の充実に努めます。

4 . 障害者自立への支援

【現状と課題】

本町では、障害者の自立と社会参加の促進を図るため、様々な取り組みを進めてきましたが、平成15年には障害福祉制度の一部が、従来の措置制度から支援費制度に移行し、利用者自らがサービスを選択し、事業者と直接に契約する制度になりました。

また、平成18年4月に施行された障害者自立支援法により、サービス提供主体は~~を~~市町村に一元化され、障害の種類にかかわらず共通の制度によるケアマネジメントを経て福祉サービスを提供し、自立と社会参加を進めてきました。

また、現在平成24年4月以降について、障害者自立支援法に代わる新制度の導入が検討されていますが、住み慣れた地域で安心して自立生活が送れるよう支援体制を継続する必要があります。

そのためには、生活の場、日中活動の場、就労に向けての支援等、福祉サービスを提供する事業所の拡充、障害者が働ける地元企業への就労開拓、障害者への差別をなくし、権利を擁護するための地域住民への啓発活動などが課題となっています。

こうした状況の中、障害者基本法に基づき策定した身延町障害福祉計画を改めて見直す必要があり、これに基づいて障害保健福祉施策の総合的・計画的な推進に取り組む必要があります。

また、次期障害者福祉の新制度を円滑に導入するためにも、これまで以上に在宅の障害者が住みやすく、障害があっても地域で暮らしたいという思いを尊重し、「施設から地域」「病院から地域」への移行ができるよう福祉サービスの充実を図る必要があります。

さらに、風水害のみならず東海地震の被害が大規模と予想される本町では、東日本大震災の教訓をもとに災害弱者・要援護者等への防災、救出体制の強化など、安心して暮らしていける環境づくりが急務となっています。

【基本方針】

施設サービスの充実に努めるとともに、居宅サービスの効果的な利用を促進するなど、支援を充実します。また、社会参加・交流を促進し、ユニバーサルデザインを理想とした環境づくりに努めます。

【施策体系】

4 . 障害者自立への支援	【1-1-4】	(1)障害者福祉施設の充実	【1-1-4-1】
		(2)支援の推進	【1-1-4-2】

【施策】

(1) 障害者福祉施設の充実

通所・入所施設の整備

グループホームなどの施設整備への支援に努め、在宅生活が困難な障害者の施設への通所及び入所を円滑化します。

活動・就労の場の確保

就労することが困難な障害者に対し、授産指導・生活指導を行う小規模作業所の運営を支援し、日中活動・就労の場を確保し、自立と社会参加を促進します。

(2) 障害者支援の推進

障害者福祉計画の見直し

障害者福祉対策の総合的・計画的な推進を図るための指針となる身延町障害者福祉計画を見直します。

障害者自立支援制度の運営

平成24年4月以降、障害者自立支援法に代わる新制度の導入に向け検討されている途中ではありますが、当面の間、一部見直しされた現行制度のもと、住み慣れた地域で安心して自立生活を送れる支援体制を継続すると共に、次期障害者福祉の新制度を円滑に導入し、これまで以上に地域移行ができるよう福祉サービスの充実を図ります。

居宅サービスの充実

ホームヘルプサービスや移動支援、コミュニケーション支援、障害児の一時預りサービスなど、地域で自立した生活を送ることができるよう、事業を拡充します。

障害者の日常生活の便宜を図るため、補装具や日常生活用具等の福祉機器給付サービスを充実します。

就労支援

公共職業安定所や地元企業、関係機関と連携を図りながら、就労支援を推進し、障害者の福祉的就労から一般雇用への移行の促進に努めます。

ユニバーサルデザイン環境づくり

公共空間のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、住環境の改善を支援します。

スポーツ大会や各種教室等への参加を促進するとともに、だれでも参加できる行事の開催及び環境づくりを進めます。

積極的な広報・啓発活動により、障害者への理解が一層深まり、障害者に対して抱きがちな差別的な意識をなくし、地域で生活できるように努めます。

災害時における支援

災害弱者である高齢者や障害者が、災害発生直後の安否の確認、救出及び日常生活に戻るまでの間等に十分な配慮と支援が受けられるような方途を関係

機関と検討します。

第2節 快適な暮らし

1. 住宅・宅地の整備

【現状と課題】

本町においては、若者の定住化を進める住宅政策が課題となっており、中部横断自動車道の開通による宅地需用の拡大も想定し、宅地分譲など定住のための環境整備の推進が急務となっています。

山間部においては、過疎化に伴い相当数の空き家が発生しており、防災、景観、地域活動の低下などの面でその対応が課題となっています。空き家所有者等の理解を得て、田舎暮らしや農業体験宿泊施設として空き家を再利用することなどが求められています。また、近年町内に土地家屋を所有している町外の方から町に寄付したい、との問い合わせが急増しています。

このような物件を町が一旦受領し、土地家屋を求めている方々に譲渡するようなシステムの検討も必要な状況となっています。

住宅・宅地の整備は、定住促進を図る上で重要な位置付けにあり、町保有遊休地の利活用や宅地分譲を進めるとともに、交通条件の改善や雇用・就労の場の創出、子育て世代を対象とした低価格住宅の整備など多様な施策を総合的に進めて相乗効果を発揮していく必要があります。

また、本町の多自然居住環境をいかした、ゆとりのある居住環境の整備に向けて、新たな宅地分譲をはじめ、様々なニーズにこたえる住宅政策を検討していく必要があります。

また、現在ある公営住宅については、平成23年度策定の「身延町公営住宅長寿命化計画」に基づき整備を進め、効率的な管理運営を行っていきます。

高齢化が一層進む中で、住宅におけるユニバーサルデザイン化など高齢者等に対応した住宅整備について、普及・啓発を行っていく必要があります。また、東日本大震災による建築物の倒壊被害により住宅における耐震性能についての不安と関心が高まっています。

東海地震の発生が懸念される中、町民が安心して暮らせるよう住宅の耐震診断の必要性についての啓発に努めていますが、一層の耐震改修の促進を働きかけていく必要があります。

【基本方針】

「身延町公営住宅長寿命化計画」に基づく町営住宅の改修を進めます。また、若い世代も住みやすい宅地開発や分譲を促進し、更に空き家等の利活用を進め定住・新定住化を図ります。

【施策体系】

1. 住宅・宅地の整備	【1-2-1】	(1)住宅対策	【1-2-1-1】
		(2)宅地の開発	【1-2-1-2】
		(3)空き家等の利活用	【1-2-1-3】

【施策】

(1)住宅対策

住宅長寿命化計画の推進

平成 18 年に制定された住生活基本法によって、住宅政策は維持管理や増改築などによる良質な既存住宅の充実を図る方向に転換しました。厳しい財政状況の下、効率的かつ円滑に老朽化した町営住宅等を運営管理するため、「身延町公営住宅長寿命化計画」に基づく公営住宅ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコスト^{*}の縮減につなげていきます。

安心・安全な居住環境の普及

地域に根ざした住宅施策の展開を基本に、高齢化の実情に即した住宅のユニバーサルデザイン化や建物の安心・安全に配慮した住まいの普及を働きかけていきます。

耐震診断の必要性についての啓発と耐震改修の促進に引き続き努めます。

町営住宅の改修

町営住宅については、「身延町公営住宅長寿命化計画」に基づく改修等の適切な対策を順次進めていきます。

管理運営の効率化を図るための指定管理者制度の導入の検討を進めます。

集落再編への対応

山間部集落において移転を希望する地区がある場合は、集落再編整備等による住宅・宅地の受け皿づくりを検討します。

若者世帯向け低価格住宅の整備

町内に定住を検討している若者世帯に貸与する低価格な住宅の整備を検討します。

(2)宅地の開発

宅地の開発、分譲

定住化対策、少子化対策、子育て支援対策等とも連携しながら、だれもが住みやすい宅地開発と分譲を促進します。

町が保有している遊休宅地の有効利用を検討していきます。

(3) 空き家等の利活用

空き家情報の収集と提供

地区コミュニティと連携して防災対策を含めて空き家の再利用について調査検討を進めます。

全国的な田舎暮らし情報提供機関等への情報提供を進め、空き家等を活用した季節居住や週末居住など、都市住民の田舎居住ニーズにこたえるための相談・情報提供に努めます。()

空き家利用の窓口となる情報バンクの充実など、空き家の利活用や定住化を促進する対策の検討を進めます。()

町が保有する遊休施設や寄附を受けた建物などを低価格により提供することを検討していきます。

空き店舗利用等の検討

商業・観光振興対策とも連動しながら、空き家や空き店舗利用対策、不動産流通の促進に向けた方策を検討します。

2. 水道施設の整備

【現状と課題】

本町では、町営の簡易水道事業10及び組合管理の簡易水道15、山間地等の小規模給水施設（町営4、組合33施設）により飲料水の供給を行っています。簡易水道の水源地は山間地の谷間からの取水が多いため、豪雨時等の濁りなども発生する状況にあり、さらに小規模給水施設は高齢化等も進み、その適切な維持管理が困難になりつつあります。

今後、安定供給や適切な維持管理を行うため、簡易水道の統合整備が必要となります。また、全町民に安全で十分な水を供給するため、未普及地域の解消を図る施設整備が必要です。さらに、老朽化した施設や送配水管の更新が重要な課題であり、地震災害対策の観点からも施設の早期の更新や改良が必要となっています。

こうした基盤整備は、多額の費用と時間が必要となるため、長期的展望にたった需給計画を検討の上、計画的かつ効率的に施設整備を進めていくことが必要です。

水道事業の経営は、独立採算が法制度化されていますが、水源地が遠いなど施設整備に多額の費用を要し、加えて既存施設の改築更新、新たな施設の建設、水源の確保、未普及地域の解消といった課題等を多く抱え、厳しい事業運営を迫られています。今後、水道整備計画を踏まえ、経営の効率化や料金体系の適正化等を進め、公営企業として経営の健全化に努める必要があります。

なお、家庭の井戸は災害時の有効性を踏まえ、水質管理の徹底により維持していくことが望まれます。

【基本方針】

水道需給計画（水道整備計画）の抜本的な見直しを進めながら、水源の確保、水道施設の整備と統合整備を図り、安全で質の高い水を供給します。また、水道事業経営の健全化に努めます。

【施策体系】

2. 水道施設の整備	【1-2-2】	(1)水道施設整備の推進	【1-2-2-1】
		(2)水道事業の運営	【1-2-2-2】

【施策】

(1) 水道施設整備の推進

水道整備計画の見直し

水道事業計画の基礎となる需給計画（水道整備計画）については、将来動向等の状況を勘案しながら抜本の見直しを図る中で統合整備を推進します。

水源の確保

水源地の保全を図るとともに、安定した水源確保に努めます。

水道施設の整備

需給計画に基づき水道施設の整備と統合整備を推進します。

安全で質の高い水を供給するために、老朽化した送配水管及び浄水施設等を計画的かつ効率的に整備、更新します。

未普及地域の対策

未普及地域については、その解消に努め、地理・地形的に給水区域へ包含できない地域については、小規模給水施設として水の確保と濁り除去などの施設整備、管理運営の方向について対策を検討します。

(2) 水道事業の運営

経営の健全化

計画的かつ効率的な事業運営を行い、経営の健全化を図るとともに、地区間及び将来の水道使用者の負担が公平となるように努めます。

3 . 下水道施設の整備

【現状と課題】

本町の公共下水道は、平成3年から身延町特定環境保全公共下水道事業（帯金・塩之沢処理区）、平成8年から身延町公共下水道事業（角打・丸滝処理区）、平成14年から身延町特定環境保全公共下水道事業（中富処理区）、平成21年から身延町公共下水道事業（身延処理区）、平成22年から身延町特定環境保全公共下水道（下部処理区）が供用を開始していますが、接続・水洗化の過程にあります。

農業集落排水施設整備事業は上之平地区、小規模集合排水処理施設整備事業は北川地区で実施し、接続率・水洗化率とも100%となっています。

下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図り、快適な生活を確保する上で重要な社会基盤です。今後、公共下水道整備区域内の水洗化率を高めるとともに、下水道事業の計画的な拡張整備、浄化槽の普及促進など、長期的観点から町域全体の生活排水対策が必要です。

そのため、各地区の実情を考慮し、経済性を基に「身延町生活排水処理計画」（平成22年12月）を策定し、公共下水道、農業集落排水処理、浄化槽等の区域を明確にし、今後の生活排水処理の方向付けをしています。

この計画に基づいて、社会資本整備総合交付金及び国庫補助金を活用し、公共下水道や浄化槽の整備を計画的に進めていきます。整備にあたっては、長期の整備期間と多くの事業費を要することから、長期的な展望にたち、計画的に進めていく必要があります。

下水道汚泥の処理対策として、発生汚泥を資源として活用を図る必要性から肥料化等のリサイクルの推進に取り組んできましたが、今後さらに循環型社会の構築を図る観点から、その促進に意を注ぐことが必要です。

事業経営については経営環境を様々な角度から分析を行い、経営改善を実施するとともに、受益と負担の適正化の検討を行い、経営の健全化を図っていくことが必要です。

【基本方針】

「身延町生活排水処理計画」に基づいて、公共下水道、農業集落排水処理、浄化槽等の区域に応じた整備を進めます。また、下水道事業経営の健全化に努めます。

【施策体系】

3 . 下水道施設の整備	【1-2-3】	(1)生活排水処理施設の整備推進	【1-2-3-1】
		(2)下水道事業の運営	【1-2-3-2】

【施策】

(1)生活排水処理施設の整備推進

生活排水処理計画の推進

「身延町生活排水処理計画」に基づいて、長期的な視点から、計画的で効率的な生活排水処理を推進していきます。

集合処理として下山処理区については、地域の実情等を勘案する中で今後、検討していきたいと考えます。

その他の区域は、浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）、浄化槽設置整備事業（個人設置型）により段階的な浄化槽の普及促進を図ります。

(2)下水道事業の運営

下水道加入の促進

公共下水道整備区域における下水道加入の促進を図るため、助成制度等のPRと制度の充実を推進します。

経営の健全化

整備施設の維持管理の充実、水洗化の普及促進などにより、効率的な事業運営の推進を図り、経営の健全化に努めます。

処理汚泥を原料とする堆肥化等への活用の推進を図ります。

第3節 安心な暮らし

1. 防災対策の強化

【現状と課題】

本町は、日本三大急流の一つである富士川の氾濫や、急峻な山間部とその谷間に沿って集落が点在する地形による、土石流、地滑り、山地崩壊など、災害の発生する可能性が非常に高い地形条件にあります。東海地震については地震対策強化地域にも指定されており、被害想定の大規模さや地震発生切迫性により、防災に対する関心が高まっています。また、武力攻撃事態等に対処する国民保護法の成立に伴い、本町においても「身延町国民保護計画」を策定し、態勢づくりを進めています。

「身延町地域防災計画」では、町としての防災体制の強化、地域防災力の向上、災害時要援護者対策の三つをキーワードとして、災害に強いまちづくりを目指します。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでの各自治体が策定した防災計画の想定をはるかに超えた未曾有の災害をもたらしたことから、国や県の動向を踏まえ、本町の計画も抜本的見直しを早急に進め防災体制の整備に努めますが、本町の有する地域特性や、観光地、過疎化といった社会特性に加え、高齢者、障害者などの「災害時要援護者対策」を踏まえ、さらに検討を進めていく必要があります。

【基本方針】

あらゆる災害に対し、町としての防災組織強化、地域防災力の向上、災害時要援護者対策の三つをキーワードとして、行政、防災関係機関、消防団、自主防災組織、住民が役割分担を明確にし、災害に強いまちづくりを目指します。

【施策体系】

1. 防災対策の強化	【1-3-1】	(1)災害防止対策の推進	【1-3-1-1】
		(2)地域防災体制の強化	【1-3-1-2】

【施策】

(1)災害防止対策の推進

未然防止と被害の軽減

土砂災害の未然防止や河川護岸施設の被害の軽減を図るため、防災パトロールの実施や点検を充実させ、急傾斜地崩壊対策事業や砂防堰堤の整備、河川改

修など関連機関と連携し防災施設の整備を推進していきます。

また、土砂災害ハザードマップを作成し危険箇所、避難場所を周知徹底し、避難体制の確立を図ります。

洪水時における富士川浸水状況や避難所などの情報に加え、山間地も含む全町的な土砂災害による危険箇所、地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所などを記載した富士川洪水ハザードマップを町民に配布し、大雨や洪水時における速やかな対応により被害の軽減を図りつつあります。

森林等の適切な管理を推進し、土砂災害の未然防止に努めます。

国民保護対策

武力攻撃やテロ等の緊急事態に対処するため、「身延町国民保護計画」を基本に国・県、各関係機関との連携を図りながら、組織体制整備や訓練、研修等の事前対策や広域的な対策強化に努めます。

(2)地域防災体制の強化

地域防災力の向上

災害防止及び被害を軽減するため、ハザードマップ^{*}の作成・配布、教育啓発活動や訓練等により防災意識の高揚を図るとともに、初期消火や避難・救援を行う自主防災組織を強化し地域防災力の向上を目指します。

防災拠点の耐震化・耐水化を進めるとともに、無料耐震診断及び耐震改修の推進、家具の固定などの普及により減災対策を進めます。

自主防災組織による集落内の避難所、避難路、土砂災害等の危険箇所や、障害者、独居老人などの情報を記載した手づくりの「防災マップづくり」を推進します。これにより、地域の個別情報の確認や、災害時の迅速な初期行動が可能になり、ひいては「自主防災力の向上」につなげていきます。

防災体制の強化

国・県の動向を踏まえ、地域防災計画の検証・修正・追加等、見直しを押し進めます。

町及び防災関係機関の応急対策等を確実に実施するため、初動マニュアルの逐次改訂をはじめ、事前避難・避難勧告・避難指示の基準づくりなど行動規定を関係機関と協議し作成します。

防災行政無線施設の整備充実に向けた検討をさらに進め、デジタル化に向けた実施計画を具体化させ、非常時の情報伝達手段としての活用と運用体制の強化を図ります。

応急対策をより迅速、的確に実施するために、地震等大規模災害時に備えた広域的な支援体制の強化、防災ボランティアや防災リーダーの育成、企業等との協力体制の充実などを図ります。

警察、消防等と連携してテロ対策についての研究や必要な訓練など有事への備えを強化します。

災害時要援護者対策

病院、福祉施設や自主防災組織、消防団、関係機関との相互連携のもと、観光客等も含む災害時要援護者対策の推進を図ります。

災害時における高齢者や乳幼児、傷病者及び障害者等の避難、救援、救急救助体制づくりを強化するとともに、孤立集落対策を図ります。

2 . 保健・医療の充実

【現状と課題】

（保健）

生活環境の改善や、医学の進歩により、長寿化が進みましたが、一方では急速な高齢化とともに生活習慣病の増加などが社会問題となっています。平成12年には、壮年期死亡の減少と健康寿命の延伸、生活の質の向上を目的とした21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）が提唱され、一人ひとりの健康の向上に関する取り組みが重点となっています。

本町は、全国平均を大きく上回る速度で高齢化が進行していますが、成人保健・老人保健対策の推進として、各種教室や健康相談などの高齢者の健康維持への取り組みに力を入れてきました。

健康寿命の延伸を図るためには、死亡原因の約6割を占める生活習慣病（がん、脳卒中、心疾患など）の発症予防と、早期発見のための健康診査や健康教育などの保健事業の充実強化が求められています。

こうしたことを背景に、子どもから高齢者までのすべての町民が、その生涯を通じて生き生きと充実した生活を営むことができるように、食生活、生活習慣や体力面などのセルフコントロール能力を身に付け、健康課題の解決に向けた自主的な活動を進めていくための意識啓発や健康づくり活動を支援することが重要になっています。

（医療）

急速に進む高齢化や慢性疾患の増加による疾病構造の変化など、町民の医療に対するニーズも多様化、高度化しています。

本町の医療機関は、現在、身延町早川町組合立飯富病院、公益財団法人身延山病院及び医療法人財団交道会しもべ病院、開業医4、歯科医院7、僻地診療所5があり、地域医療の質の向上を目指していますが、近年、産婦人科、小児科の設置に対する要望の声も出ています。飯富病院については地域の中核医療機関として、山間地への出張診療を実施するとともに、町営バス・乗合タクシー・病院の送迎バス等で通院患者の交通を確保しています。

今後、高齢化の急速な進展や慢性疾患の増加により、保健・医療の更なる充実が求められる中、健康で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の連携のもと、地域における保健・医療の充実に努めることが大切です。

休日急患対策では、現在、一次救急医療から三次救急医療までのそれぞれが、医療機能に合わせた的確に対応しています。また、小児救急医療事業を実施しています。

（国民健康保険）

国民健康保険については、高齢化の進行及び高度先進医療機器の充実等、医療内容の高度化により、医療費が増大し、医療費の適正化が課題となっています。そのため、診療報酬明細書等（レセプト）の点検や適正な受診等への啓発を進めていますが、今後とも、国民健康保険制度に対する理解を高めるとともに、財政

基盤の安定化対策を強化する必要があります。

平成20年度から、特に医療費増大要因となっている生活習慣病の予防のための「特定健康診査」や「特定保健指導」を実施することが法的に保険者に義務付けられたことから、策定した「特定健康診査等実施計画」に基づき実施し必要に応じて見直しをおこないます。

【基本方針】

保健・医療と福祉等の連携を図りながら、住民の健康維持・増進を図る保健事業を推進しながら、住民のセルフコントロール能力を高め、自主的な健康づくり活動を促進します。また、関係機関との連携を図り、地域医療体制の充実に努めます。

【施策体系】

2. 保健・医療の充実	【1-3-2】	(1)保健事業の推進	【1-3-2-1】
		(2)健康づくり活動の促進	【1-3-2-2】
		(3)地域医療体制の強化	【1-3-2-3】
		(4)保健・医療と福祉等の連携	【1-3-2-4】
		(5)国民健康保険制度の推進	【1-3-2-5】

【施策】

(1)保健事業の推進

母子保健対策

各種の学級開催や乳幼児健診をはじめ、母親父親としての意識啓発、育児相談体制の強化なども含めた母子保健対策を推進します。

生活習慣病予防

健康診査や健康教育、栄養指導などの保健事業を推進するとともに、生涯を通じた健康づくり事業を福祉や教育など、様々な分野と連携し実施することにより生活習慣病予防に努めます。

生活習慣病予防健診、生活習慣病予防教室、転倒予防教室など成人保健対策を推進します。

感染症予防対策

予防接種、結核検診など感染症予防対策を推進するとともに、関係機関と連携し、その他の感染症に対し早期に対応できる体制の整備に努めます。

歯科保健対策

学校保健との連携をはじめ、乳幼児からの歯科検診、フッ素塗布とフッ素洗口を進め、青年期・壮年期・老人期の生涯にわたる歯科保健対策を推進します。

心の健康づくり

広域的な専門相談体制との連携をとり、講演会などの普及啓発事業をはじめ

とした、ライフステージに応じた心の健康づくり事業を推進します。

(2)健康づくり活動の促進

健康づくり意識の浸透

福祉・教育・産業等の様々な分野において、関係団体との連携・協力を推進しながら、町民自らの健康づくり意識を高めるための啓発と情報提供を充実します。

町民の主体的な健康づくりの推進

健康づくり協議会、保健推進員などを中心とした団体の育成支援、健康づくりの自主活動グループの育成と活動支援を進めます。

家庭、学校、職場、地域において、健康の保持・増進を図る町民の主体的な健康づくり活動を促進します。

(3)地域医療体制の強化

中核病院の充実

飯富病院など中核病院については、安全で質の高い医療サービスを提供するため、医療安全管理体制の充実や広域的連携の視点を踏まえた高度医療機器の整備充実を図るとともに、医療技術向上のため教育、研修の充実の促進、遠隔地等の地域医療サービスの充実に努めます。特に定住対策の観点からも産婦人科、小児科の設置を検討する必要があります。また、より安定的かつ効率的な病院経営・組織の在り方についてその方向性を検討します。

町民に身近な医療の確保

関係機関との連携を図りながら町民に身近な医療を行う、かかりつけ医、かかり付け薬局の定着を促進します。

急患対策

各医療機関及び関係団体の協力を得て、小児急患診療や休日急患対策の維持、強化を図ります。

後期高齢者医療制度の推進

平成 20 年度から後期高齢者医療制度が発足し後期高齢者医療広域連合と連携を図る中で業務の適切な運営を推進します。

(4)保健・医療と福祉等の連携

連携体制の強化

保健・医療・福祉の連携と分担を基礎とした「身延町高齢者保健福祉計画」を推進するとともに、各関係機関の専門的・技術的な機能をいかしながら、地域における保健・医療と福祉等の密接な連携による相乗効果の発揮に努めます。

(5)国民健康保険制度の推進

広報・啓発の強化

町広報誌の「保健だより」・「国保だより」などを通じて、国民健康保険制度や適正受診等についての広報・啓発を推進します。

事業運営の安定

レセプトの点検体制の強化、高医療費等の分析を進めながら、国民保健事業の円滑かつ適正な運営の確保、及び国民健康保険財政の安定化を図ります。

医療費適正化対策等に係る特別対策事業を計画的に推進することにより、国民健康保険事業の安定化に努めます。

「特定健康診査等実施計画」に基づいた「特定健康診査」や「特定保健指導」を進め、生活習慣病の予防に努めます。

3 . 消防・救急の充実

【現状と課題】

本町の消防・救急活動における体制は、峡南広域行政組合消防本部・中部消防署と身延町消防団により組織され、緊密に連携を図りながら活動を推進しています。

適切な消防活動の推進に向けて、常備消防である峡南広域行政組合においては消防施設や機械器具装備等の計画的な整備・充実に努めていますが、建築技術や生活様式の高度化等に伴い危険度の高い多様な災害も想定され、更なる装備の充実に図っていく必要があります。

消防団については、1 団、10 分団 44 部、860 名（条例定数）で組織され、地域での消防活動や火災予防啓発活動を行っています。団員の中には町外への就業者も多く、日中に消防団員が不足することや人口の減少と、高齢化などにより団員の確保が難しくなっていることなどが課題です。こうしたことから訓練等を通じて、団員個々の実働能力を向上させるとともに、消防施設・装備の一層の整備を図る必要があります。

救急・救命活動は、中部消防署、下部分駐所に救急車を配備し業務にあたっています。交通事故の増加や高齢化の進展等により、出動は年々増加傾向で、さらに救急、救助の要請は増大する可能性があります。こうした変化に迅速かつ的確に対応できるように体制強化を図る必要があります。また、救急隊到着前の町民による応急手当の重要性やその知識の普及啓発が必要となって来ています。

【基本方針】

常備消防、消防団とともに、生活様式の変化等による、災害の多様化に対応しうる装備の充実に図るとともに、町民に対して火災予防、防火意識の啓発を進めていきます。

救命率の向上を図るため、装備・施設の近代化・高度化を推進するとともに、救急救命士の養成、救急隊員の育成を進めます。また、住民に応急救護、救急協力の重要性の認識を広めていきます。

【施策体系】

3 . 消防・救急の充実	【1-3-3】	(1)消防体制の充実	【1-3-3-1】
		(2)救急体制の充実	【1-3-3-2】

【施策】

(1) 消防体制の充実

防火対策と防火啓発活動の充実

防火対象物や危険物施設への予防査察を強化するとともに、住宅用火災警報器の設置の啓発など、住宅、施設の防火対策を推進し、火災の未然防止及び火災時における拡大防止、被害の軽減を図ります。

火災予防運動、年末年始特別警戒をはじめとした各種啓発事業等の実施により、住民の火災予防、防火意識の向上を図ります。

消防施設、資機材の充実

特殊火災や大規模火災など火災原因の変化にも対応できる防災対策の推進に向け、広域消防並びに消防団の消防車両や各種資機材の整備充実を図り、消防体制の強化に努めます。

消火活動を円滑にし、被害を軽減するため、東海地震等も踏まえた耐震性の機能を持った防火水槽等の整備を計画的に推進します。

消防無線のデジタル化に対応すべく、県及び峡南広域管内各町と歩調を合わせ、実現に向けた取り組みを推進します。

消防団の活性化

若手を中心に団員の加入促進を図るとともに、消防施設及び資機材の近代化を目指し、機動性ある消防施設整備に努め、魅力ある効率的な組織体制づくりを目指します。また、自主防災組織と連携した活動を推進します。

(2) 救急体制の充実

救急体制の充実

救命率の向上を図るため、峡南広域行政組合消防本部における各種装備、資機材、施設の近代化・高度化を推進するとともに、救急救命士の養成、救急隊員の育成、人命救助のための訓練を強化し、また、医療機関との連携強化に努め、救助活動の充実を図ります。なお、平成 24 年度からの県のドクターヘリ導入に伴う緊急発着場の整備を進めます。

応急救護の重要性

自動体外式除細動器（AED）を公民館、集客施設等に配備し、機器を用いた応急手当を普及させるなど、町民に対する救命講習の拡大、救急協力体制の充実を目指します。

4 . 交通安全対策の充実

【現状と課題】

交通量の増加、運転者の高齢化、飲酒・酒気帯び運転、運転中の携帯電話の使用、後部座席を含むシートベルト・チャイルドシートの着用率の低迷、道路への急な飛び出しなど、運転者・歩行者の交通モラルの低下等によって、交通事故発生要因は増加傾向にあります。また、子どもや高齢者など交通弱者の交通事故の増加が懸念されます。

本町においては、地理的に公共交通機関が不足している状況にあり、住民生活の自動車依存度は非常に高くなっています。本町では交通事故防止に向けて、「身延町交通安全計画」に基づき、安全施設設置など、道路交通環境の改善を図るほか、行政、町民、関係機関が一体となって、交通安全対策の推進に努めています。

今後とも、道路を管理する国・県・町に加え、地域や警察など交通関係団体と連携しながら、歩道、カーブミラー、防護柵等の安全対策を講じ、交通事故の未然防止に努めていく必要があります。また、関係機関と連携し、一人ひとりに正しい交通ルールとマナーを習慣付けるとともに、運転者、子ども、高齢者等に対する交通安全教育を徹底する必要があります。

【基本方針】

交通安全施設の整備など道路交通環境の改善を図るとともに、関係機関との連携により、交通安全教育・啓発活動を推進します。

【施策体系】

4 . 交通安全対策の充実	【1-3-4】	(1)交通安全施設等の整備	【1-3-4-1】
		(2)交通安全教育と啓発	【1-3-4-2】

【施策】

(1)交通安全施設等の整備 道路交通環境の改善

ガードレール・防護柵や歩道の整備、山間部における車輛待避所の設置、カーブミラー設置要望に対しての材料支給・新設など、道路交通環境の改善を進め、交通事故防止に努めます。

(2)交通安全教育と啓発

交通安全指導の充実

地域における交通安全指導の充実を図るため、交通安全協会、交通安全母の会等の活動を積極的に支援し、地域ぐるみの交通安全思想・意識の啓発と高揚に努めます。

交通安全教育の推進

保育所・園や学校、家庭、地域などとの連携を図り、幼児や児童・生徒、高齢者などへの交通安全教育を強化します。

運転者への啓発

交通安全関係団体の活動を通じて、交通ルール・モラル・マナーの向上への啓発を図ります。

チャイルドシートの着用徹底を図るため、乳幼児用チャイルドシートの貸出や着用の必要性の啓発などにより、着用率の向上に努めます。

警察など交通安全関係機関と町、地域、飲食店等とが連携・協力し、飲酒・酒気帯び運転の徹底追放を進めます。

交通安全運動

春、夏、秋、年末年始等の交通安全運動を中心に、住民の運動への積極的な参加と理解・協力を得て、運動趣旨の徹底と推進体制の充実を図ります。

交通安全期間中などで県外車輦に対する交通安全指導を行い、交通安全意識の徹底に努めます。

5 . 防犯対策の充実

【現状と課題】

近年、犯罪の広域化、多様化、凶悪化により、女性や社会的弱者である子ども達や高齢者を狙った犯罪が増加しています。「安全安心なまちづくり」を進める中で防犯対策は、重要な課題の一つです。

このため本町では、平成18年2月より青色防犯パトロールカーを継続して運行しています。地域においても、小学生の登下校時に地域の有志やスクールガードによる見守りや、一緒に登下校するなどの取り組みが行われています。

また、近年、地域防犯の要である駐在所について警察官駐在箇所が削減されたり、平成19年4月からは本町全域が南部警察署の管轄となったことから、これまで以上に地域に密着した警察の迅速な対応を行う体制を要請していく必要があります。

【基本方針】

防犯活動の基本は、警察であり地域に密着し、迅速かつ機動力のある警察活動を行う体制を強く要望していきます。

住民の防犯意識への高まりを背景として、子どもたちや高齢者の教育・啓発活動を警察署等の関係機関と協力して進め、住民による防犯活動を更に推進します。

【施策体系】

5 . 防犯対策の充実	【1-3-5】	(1)防犯啓発活動の推進	【1-3-5-1】
		(2)死角の排除	【1-3-5-2】
		(3)地域防犯活動の推進	【1-3-5-3】

【施策】

(1)防犯啓発活動の推進

防犯教育・啓発

保育所・園・小学校・中学校・高等学校での防犯教育の推進を図るとともに、警察署等関係団体の協力を得て高齢者行事などの際には積極的に防犯への啓発活動を進めます。

防災行政無線を活用した情報提供をはじめ、防犯に関する幅広い情報の提供に努めます。

(2) 死角の排除

死角箇所の認識と排除

犯罪を未然に防ぐため、住民が主体的に防犯マップを作成するなどにより、まず死角となる箇所を認識し、死角を排除する方策を講じるよう努めます。

防犯灯設置への支援を図り、地域の安全環境の改善に努めます。

(3) 地域防犯活動の推進

住民活動への支援

各種犯罪を未然に防ぐため、各種防犯組織との連携を図るとともに、住民活動に必要な助言と協力など、支援に努めます。

地域に根ざす警察の強化

地域住民の防犯活動には限界があることも事実です。地域の防犯活動の要である、警察官の増員や適正配置を所管警察署を通じて県警察本部へ継続して強く要望していきます。

駐在しなくなった駐在所への警察官の再配置を強く要望していくとともに、警察官のパトロール強化と住民・地域に密着した防犯啓発活動を要請します。

児童生徒の安全確保

地域ボランティアの協力を得て、登下校時におけるスクールガード活動などにより、児童生徒の安全確保を図ります。

第2章 うるおいの環境を保全する（環境保全）

第1節 みどりの継承

1. 自然・みどりの保全

【現状と課題】

本町では、山梨県自然環境保全条例に基づき自然環境保全地区として、七面山自然保存地区（身延）が指定され、さらに自然記念物として、栃代川上流のハコネサンショウウオ及び生息地（栃代）、反木川上流のヨコグラノキ（八坂）、早川橋のモクゲンジ林（遅沢）、一宮賀茂神社のサカキ林（下山）、小原島貝化石（粟倉）が指定されています。町ではこうした価値ある自然資源についてその保全を図っています。また、本栖湖西岸は本町東端に位置しており、富士箱根伊豆国立公園に指定されています。この地域は富士山麓に位置し、現在本町を含めた富士山周辺自治体と山梨県、静岡県が中心となり、富士山世界文化遺産登録に向けた活動を進めています。

こうした自然公園区域にあっては、町民をはじめ多くの来訪者が優れた自然環境にふれあい、自然環境について学び考え、高い認識を持てるよう、適切な事業の推進と保全を図る必要があります。

本町の集落周辺の自然環境の大半は、地域の人々によって守り育てられてきた里山や農地からなっています。これらはかつて多様な生物生息空間を形成してきましたが、近年の生活様式の変化などにより、里山の必要性が薄れ人の手が入らなくなったため、荒廃する里山や耕作放棄地が増加し、山際を中心に有害鳥獣による深刻な農作物被害をもたらしています。

このため、里山や農地などの身近な自然環境にあっては、これらが持つ多面的な機能を保全するため、農林業の振興を図るとともに、ボランティアの活用など新しい保全管理の手法を導入することが求められます。

また、本町では地域の住民の努力により、一色地域のホタルの里をはじめ、町内各地にホタルが自生する環境があります。これらは、都市住民の間で自然指向が高まる中で、観光客も多く集まる地域の魅力の一つとなっています。

こうした、身近な自然の保全活動が広がるよう、地域住民が主体となって行う自然学習や環境改善活動などを促進し、活動が継承されるように努める必要があります。

【基本方針】

豊かな自然環境を守り育てながら、環境保護施策を推進するとともに、自然環境を人々の交流・観光・学習の場、健康保健・休養の場として活用します。

【施策体系】

1. 自然・みどりの保全	【2-1-1】	(1)自然保護対策と保全管理の推進	【2-1-1-1】
		(2)フィールドミュージアムづくり	【2-1-1-2】

【施策】

(1)自然保護対策と保全管理の推進

自然保護の重要性の啓発

自然保護の重要性や必要性について、あらゆる機会を通じて、その啓発に努めます。

水辺環境の保全

ホタルの里づくり事業を進めるとともに、河川や水路については、治水機能のほか、生きものの生息空間としての役割を重視し、整備・改修にあたっては、水辺環境の保全に努めます。

周辺の緑の保全

周辺の緑を町民の散策や子どもの遊び場、また、学校における環境教育の場などとして活用するため、町民主体の保全活動を支援します。

身近な里山や農地等は農林業の振興によって保全を図ることを基本とし、生物多様性の保全や景観の保全を図るため、ボランティア活動の受け入れなど、新しい担い手の確保や保全管理手法について検討します。

自然環境の保全管理

自然環境の多面的機能の保全と活用を図るため、町民をはじめ、都市住民などが自然に親しむ場としての森林の整備を推進するとともに、ビオトープ^{*}（生物生息空間）の保全等、自然環境の適切な保全管理を進めます。

町民の自然環境に対する理解を深め、環境保全に積極的に関わっていくことができるよう、環境ボランティア団体、NPO等の活動団体と連携し、自然環境を知り、保全管理手法等を学ぶ機会の充実や指導者の育成を推進します。

()

(2)フィールドミュージアム^{*}づくり

体験フィールドづくり

多様な自然環境を活用し、豊かな自然環境を舞台に体験学習ができるフィールドミュージアム機能を整備します。

エコツーリズム^{*}プログラムの提供

環境ボランティア団体、NPO等と連携し、フィールドミュージアム機能を活用した自然環境講座や体験イベントの開催などを通じて、エコツーリズムプログラムを提供します。()

2. 自然との共生

【現状と課題】

地球温暖化やオゾン層の破壊をはじめとする地球環境問題、有害化学物質問題等が顕在化し、その対応が求められています。京都議定書の発効により、日本においては地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を2008年（平成20年）～2012年（平成24年）にかけ、基準年となる1990年（平成2年）より6%削減することが定められました。また、2009年（平成21年）9月、鳩山内閣総理大臣が国際会議の場で、温室効果ガス排出量を2020年までに25%削減（1990年比）することを明言いたしました。本町では「身延町地球温暖化対策実行計画」を策定し、これに基づいて削減に取り組んでいます。複雑化・多様化する環境問題に対応していくため、生活環境・自然環境の保全、省資源、省エネルギー、廃棄物処理、町民意識の啓発など総合的視点に立った環境関連施策を計画的に推進するため、環境基本条例や環境基本計画の策定を進める必要があります。

本町では、バイオマス^{*}資源の活用として、町内NPOによる生ごみ飼料化による養鶏、峡南衛生組合の堆肥化事業、また、竹炭組合による竹炭づくり等が進められ、環境に関連した事業が地域の活性化の一役を担う重要な取り組みとなっています。

今後もこうした循環型社会の形成に向けた活動を拡大し、環境にやさしい生活を営めるよう自然と共生したまちづくりを推進していくことが必要です。さらに、新たな自然エネルギー資源の活用として、太陽光、太陽熱、風力、水力、バイオマス等の活用や、省エネルギーを意識した生活様式を取り入れていくことが望まれます。

【基本方針】

地球温暖化対策に率先して取り組むとともに、環境重視のまちづくりの強化に向けた総合的な指針を樹立していきます。また、環境教育・環境学習を進め、環境保全活動を促進します。

【施策体系】

2. 自然との共生	【2-1-2】	(1)地球環境保全への取り組み	【2-1-2-1】
		(2)環境教育・環境学習と保全活動の推進	【2-1-2-2】
		(3)環境にやさしい資源活用	【2-1-2-3】

【施策】

(1) 地球環境保全への取り組み

環境にやさしいまちづくり

多様化する環境問題に対処するため、町民、事業者、行政が一体となってこれに取り組み、環境にやさしいまちづくりを進めます。

地球温暖化対策

「身延町地球温暖化対策実行計画」に基づいた、省資源、省エネルギー、リサイクルなどの環境に配慮した取り組みを行政自らが率先して実行し、さらに事業所、住民へとつなげることにより、地球温暖化に対するさらなる取り組みを推進します。

(2) 環境教育・環境学習と保全活動の推進

環境教育・環境学習の推進

町民・事業者・行政の環境に対する意識の高揚を図るため、学校教育や生涯学習、地域のコミュニティ活動との連携を図りながら、環境教育・環境学習を進めます。

環境保全活動の展開

身近な環境保全活動に自主的に取り組む町民、事業者等に、必要な資料や情報などを提供し、その活動を支援します。

(3) 環境にやさしい資源活用

地域資源の有効活用

地下水、雨水等の利用をはじめ、既存湧出温泉の活用事業など地域資源の活用を進めます。

クリーンエネルギーの活用

身延町地域新エネルギービジョン(初期ビジョン)を元に、太陽光、太陽熱、風力、水力、バイオマス等の地域に合ったクリーンエネルギー導入の可能性を検討します。

第2節 環境の保全

1. ごみ処理・リサイクル

【現状と課題】

環境問題が地球規模にまで拡大する中で、身近な地域においても、町民の生活様式の見直しから地域の経済・社会システムの環境適合型への転換まで、総合的な施策が求められています。

本町においては、循環型社会の構築を目指した地域づくりを進めているところであり、特にごみ問題については、分別収集による可燃ごみ減量対策や資源化を図っています。今後ともさらに、ごみの減量化、一般廃棄物の適正処理に向けて研究・検討を進めていく必要があります。

平成12年12月に開始された資源ごみ回収事業は、住民の協力により回収量も増加し、平成22年度においては、古紙296t、ペットボトル26t。平成18年度から分別収集を開始した2品目においては、その他プラスチック製容器包装83t、ミックス紙156tが収集され、可燃ゴミの減少につながっています。

このような中で、町民のごみの分別やリサイクルに対する関心も高まり、各家庭で取り組むことのできる活動が盛んに行われており、環境に対する意識の高揚が見られます。

しかし、生活環境・様式の変化に伴い、排出されるごみは多様化の傾向にあり、平成22年度において、一般家庭からの可燃ごみは減少したとはいえ2,736tが収集・処理されています。なお、ごみ収集は、指定のごみ袋により収集ステーション方式で行っていますが、可燃ごみの中に不燃ごみや水きりのされていない生ごみなどが混入されており、これが焼却炉の能力低下や設備の故障の原因の一つとなっているため、さらに分別の徹底を呼びかける必要があります。分別収集は、各家庭での取り組みが最も重要な要素であることから、引き続き広報・チラシ等による啓発活動を行い、分別の徹底を図るとともに、リサイクル事業を推進していく必要があります。

収集されたごみは、本町外2町で構成している峡南衛生組合の処理施設において処理されており、ごみ処理施設では、ごみピットへのEM活性液投入による消臭や害虫駆除などEM活性液による環境浄化を図っています。また、峡南衛生組合では、生ごみ堆肥化事業を行っており、EMを活用した地域循環システムに取り組んでいます。

下水道整備や合併処理浄化槽の普及により、し尿の搬入量は年々減少傾向にあります。また整備には相当期間を要することから、峡南衛生組合では老朽化した処理施設を整備し、適正な処理体制の確立と施設の充実を図り生活環境保全の向上に努めています。

【基本方針】

循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化と資源化などへの取り組みを強化するとともに、広域的な連携による一般廃棄物の適正処理を推進します。

【施策体系】

1. ごみ処理・リサイクル	【2-2-1】	(1)ごみ減量、資源リサイクルの推進	【2-2-1-1】
		(2)し尿の収集・処理の推進	【2-2-1-2】

【施策】

(1) ごみ減量、資源リサイクルの推進

ごみの減量化・資源化意識の高揚

町民、事業者、行政が一体となってごみの減量化・資源化に取り組むために、簡易包装やマイバッグの奨励など、身近なりサイクル活動を推進しながら意識の高揚を図ります。

分別収集や収集システムの改善

効果的なりサイクルシステムの確立に向け、資源ごみの分別収集や収集システムの改善等について、峡南衛生組合及び構成2町とともに、研究・検討を行い、ごみの減量化を推進します。

一般廃棄物の適正処理

一般廃棄物処理計画の策定に向け、峡南衛生組合及び構成2町と連携を図りながら研究・検討を行い、地域環境の保全に留意した一般廃棄物の適正処理を推進します。

生ごみ処理の普及

家庭における生ごみ処理の普及を図るため、地域でのEM講習会等の開催を支援します。

生ごみ排出ゼロを目指し、峡南衛生組合の生ごみ堆肥化事業やNPO法人エコクラブみなのび、地域ボランティアグループなどの活動をいかし、かつ連携しながら、生ごみ処理による土壌改良剤、肥料、発酵飼料等への資源化を促進します。()

最終処分場の検討

広域対応による最終処分場の確保について検討を行います。

(2) し尿の収集・処理の推進

し尿の収集

収集業者に対する一般廃棄物処理業の許可にあたっては厳正な審査を行うとともに、適正な収集運搬を維持できるよう指導を図ります。

し尿の処理

地域の環境保全を推進するために、峡南衛生組合における適正なし尿処理を継続します。

浄化槽の管理

浄化槽の適正な保守・管理についての情報提供などに努めます。

2 . 環境衛生・美化活動

【現状と課題】

ごみのポイ捨て、不法投棄などが町の美観を損ない、生活環境を悪化させています。快適な生活環境を維持していくためには、町民自らが地域に対する環境美化意識を高めることが大切です。

本町ではごみゼロ運動として、景勝地における本栖湖西岸クリーン大作戦、身延山クリーン作戦、地域における町内一斉美化運動などの実践活動を展開してきました。また、地区、学校、事業所などの地域清掃活動に対し、回収作業や処理手数料等を負担することなどにより支援しています。

一方、山間地や人目の付かない場所での不法投棄は後を絶たず、対策として不法投棄が恒常的に行われている箇所をピックアップし、不法投棄防護柵を設置するとともに、山梨県不法投棄監視協力員や町の自然環境監視員などの協力による日常生活における監視活動を進めています。また、公用車に不法投棄、野焼き禁止のステッカーを貼付し、職員による日常業務の範囲内での監視を行っています。

本町では、県生活環境保全条例、その他環境関連法令等に基づき、公害防止に取り組んでおり、工場や事業所を起因とする大気汚染、水質汚濁などは大幅に改善されています。しかし、生活環境・様式の変化に伴う生活騒音、河川の水質汚濁等、町民の日常生活に起因する生活型公害の改善が求められています。

現在、町内では約1,100頭の犬が登録され、町の集合注射や病院において狂犬病予防注射の接種がされており、今後も引き続き集合注射実施により接種を促していく必要があります。昨今、犬・猫についての様々な苦情が寄せられており、野犬については捕獲用檻の設置により対応し、また、飼い犬・飼い猫については適正飼養の啓発や県関係機関に協力し飼い主に対する指導を行っていますが、動物飼養の責務者である飼い主のモラルや動物愛護意識の向上が求められています。

【基本方針】

町民参加による環境美化活動を展開するとともに、不法投棄対策の強化、公害防止や公衆衛生の向上対策を進め、快適な生活環境の維持に努めます。

【施策体系】

2 . 環境衛生・美化活動	【2-2-2】	(1)環境美化対策の充実	【2-2-2-1】
		(2)公害防止対策の推進	【2-2-2-2】
		(3)動物管理指導の推進	【2-2-2-3】

【施策】

(1) 環境美化対策の充実

環境美化活動の展開

町民参加による環境美化を推進するため、啓発・実践活動を展開するとともに、道路、公園、河川等の公共施設における清掃や美観の保持に努めます。

不法投棄対策の強化

不法投棄防止のため、防止柵設置や監視パトロール体制などの整備を進めるとともに、関係機関と連携した対策を強化していきます。

(2) 公害防止対策の推進

環境監視と指導

大気汚染や水質汚濁、騒音、振動及び悪臭等の防止のため、関係機関と連携した環境監視体制、指導等の強化を図ります。

生活型公害の防止

環境教育・環境学習を通じて、生活型公害の防止に向けた啓発を進めます。

(3) 動物管理指導の推進

狂犬病予防と管理指導

飼い犬についての登録、狂犬病予防接種など、動物の適正な飼養について啓発するとともに、野犬捕獲などによる、公衆衛生の向上と人と動物の快適な生活環境づくりに努めます。

第3節 美しい景観と憩いの環境

1. 景観の形成

【現状と課題】

本町は景勝地として、身延山久遠寺（都市計画法における、風致地区）、富士箱根伊豆国立公園に指定されている本栖湖、さらに山梨百名山のうち9山（八鉢嶺、七面山、身延山、富士見山、蛾ヶ岳、三方分山、竜ヶ岳、毛無山、三石山）、さらに関東の富士見百選として、本町北東部（林道折八古関線、本栖湖）及び本町西部（林道富士見山線、身延山）からの富士山景観などを擁し、観光をはじめ、参拝、トレッキングや登山など多くの人々が訪れています。また、林道開設事業を進めている三石山は富士川を一望できる景観を誇ります。本町のふるさと景観は、農林業を中心とした先人達の営みとともに、長年をかけて形成されてきました。歴史や伝統・文化の中で培われた生活の景観が、自然景観に溶け込むように、それぞれが美しく調和しています。

JR身延駅前にある「しょうにん通り」は、平成元年に駅前地区商店街が主体となり「身延駅前通り街づくり推進協議会」を結成し、住民と行政が一体となって区画整理事業により整備されたもので、鎌倉時代をイメージした街路景観で統一しています。また、門内商店街も風致地区内に立地し、「門内活性化委員会」を中心に落ち着いた町並みづくりと活性化に取り組んでいます。下部温泉郷においては、「下部温泉魅力づくり協議会」を結成し、景観形成住民協定による景観形成に取り組んでいます。

その他、地域の自然資源であるホタルやしだれ桜、国指定史跡甲斐金山遺跡、句碑の里などをいかし地域の景観形成に寄与する地域づくり活動が行われています。

こうした自然景観、農村景観、歴史文化景観等が、地域のより大きな魅力となるよう身延町景観計画を策定するとともに、身延町の美しい景観を保つため、身延町景観条例を制定し、適切な景観形成や誘導に努めます。

【基本方針】

豊かで多様な自然環境を背景にした美しいふるさと景観の保全を図りながら、景勝地の景観形成活動や公共空間等の景観づくりを進めます。

【施策体系】

1. 景観の形成	【2-3-1】	(1)景観の保全と整備	【2-3-1-1】
		(2)景観に配慮した公共施設・空間の整備	【2-3-1-2】

【施策】

(1) 景観の保全と整備

景観形成の保全

身延町景観計画及び身延町景観条例に基づいた景勝地の景観保全や美しいふるさと景観を継承していきます。

集落景観の整備

美しい山岳・里山に立地する農村集落景観等に代表される自然・田園景観を守り育てていくために、農林業の振興施策と連携した景観保全、空き家や廃屋対策を含めた集落景観の形成に努めます。

河川景観の保全

富士川水系の良好な河川景観の保全を図ります。

(2) 景観に配慮した公共施設・空間の整備

景観づくり事業

地域拠点景観づくり事業などによりホタルの里、句碑の里、しだれ桜の里等の整備を進めます。

町民による主体的な景観形成活動への支援を図り、美しい景観づくりをさらに推進します。

歴史文化景観の保全を図るため、景観形成地区の指定や町並み景観整備を図る事業導入を推進します。

公共空間の景観づくり

周辺環境と調和した公共施設等のデザインや落ち着いた沿道景観の整備・誘導に努めます。

統一サインの整備

景観計画に基づく統一サインなどにより地域特性をいかした景観の創出を図ります。

2. 公園・憩いの空間整備

【現状と課題】

本町には、道の駅富士川クラフトパーク、道の駅しもべ・下部農村文化公園、湯町ホテル公園など交流拠点を兼ねた公園をはじめ、住民生活により身近な地区の小公園があります。

公園・緑地は、スポーツ・レクリエーション活動やコミュニティ活動の場、交流の場であり、快適な生活環境を創出する機能を有しています。そのため、だれもが親しみ、憩いと安らぎの場である公園の機能を適切に保持していくため、特に身近な公園については、住民との協働による効果的かつ効率的な維持管理が必要となっています。

今後、豊かな自然環境に包まれた多自然居住空間に調和する居住環境を整備するためにも、公園や緑地の整備を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ちだれもが利用しやすい設備の整備、効率的な維持管理に努めていく必要があります。

【基本方針】

町民及び観光客等の来訪者の憩いと交流の場、防災面を考慮した公園等の整備と有効活用を進めるとともに、町民参画による整備と地域協働の維持管理を促進します。

【施策体系】

2. 公園・憩いの空間整備	【2-3-2】	(1)公園・緑地の整備	【2-3-2-1】
		(2)地域協働の管理	【2-3-2-2】

【施策】

(1)公園・緑地の整備

公園・緑地の整備と改善

定住環境の整備、観光・交流の推進と連携した公園・緑地の整備を進めるとともに、町民ニーズに即した質の高い公園として再整備に努めます。

ポケットパーク*¹⁾や小緑地の整備

住民の生活により身近な公園・緑地の整備を進めるため、集落環境の整備や防災対策等と合わせたポケットパークや小緑地等の整備に努めます。

(2) 地域協働の管理

町民参画による整備と維持管理

公園の計画においては、町民が緑を身近に感じ、親しめるようにワークショップ^{*}等への住民参画を促し、地域に根ざした公園づくりを町民とともに進めていきます。

身近な公園への愛着心を促すために、町民ボランティアや地区活動等の自発的な活動を積極的に導入し、より効率的かつ効果的な維持管理に努めます。

第3章 発展の活力をつくり出す（基盤・産業）

第1節 基盤の強化

1. 土地利用と開発

【現状と課題】

本町は、東西約24km、南北約25kmに広がる304.83km²の面積を有し、山梨県の6.8%を占めています。土地利用は、宅地3.29km²(1.1%)、農用地5.33km²(1.7%)、森林243.41km²(79.9%)、その他52.80km²(17.3%)となっており、宅地や農地の割合が低く、森林等の占める割合が高くなっています。

近年は、国道52号沿いなどへの商業施設・宅地の立地が見られる一方で、農地の減少と耕作放棄・遊休地化が進み、特に山間部農地の荒廃化や保育管理の行き届かない森林が拡大しています。こうした中、本町の豊かな自然環境との調和、災害の防止など安全性を重視した土地利用が課題となっています。

中部横断自動車道の建設に伴う発生土を活用した土地開発など、中部横断自動車道の波及効果を地域活性化に積極的にいかしていく土地利用を着実に進めなければなりません。また、富士川と早川の合流点地域では、富士川護岸整備事業を国に要望しており、事業実施による新たな土地利用が期待されています。

なお、本町域には、農業振興地域、都市計画区域、自然公園区域などの指定があり、各関係法令等に基づき土地利用に一定の制限がなされています。本町において約8割の面積を占める森林区域においては、森林法をはじめとした関係法令等により、水源の涵養や災害防止を目的とした保安林指定区域など森林保全のための土地利用制限などが行われています。

現在、身延町土地利用指導要綱により、一定規模以上の土地開発について事前協議を実施しています。また、県とも連携を図りながら都市計画法、自然公園法、森林法、山梨県景観条例、山梨県屋外広告物条例等により適切な開発がなされるよう誘導に努めていますが、今後とも無秩序な土地開発を抑制し、環境の保全を優先する対策を強化していくことが必要です。

このほかに、土地利用の基礎となる地籍調査を継続していますが、広大な調査面積に加え、不在地主も多く、境界決定に時間を要するなど、進捗率の向上に多くの課題を抱えており、効率的な事業推進が必要となっています。

【基本方針】

限られた土地を効果的にいかしたまちづくりを進めていくため、環境の保全と防災対策を重視しながら、利便性や生産性が高く、活力を生み出す土地利用を推進します。また、土地利用と管理の基礎となる地籍調査の早期完了を目指して、着実な事業推進を図ります。

【施策体系】

1. 土地利用と開発	【3-1-1】	(1)計画的な土地利用の推進	【3-1-1-1】
		(2)環境と調和する土地開発の推進	【3-1-1-2】
		(3)地籍調査の推進と情報活用	【3-1-1-3】

【施策】

(1) 計画的な土地利用の推進

計画的な土地利用

土地利用の指針を定めた「国土利用計画（身延町計画）」をはじめ、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画、森林整備計画、道路整備計画等に基づき、環境との共生や景観の保全、また、災害の防止など安全性に配慮しながら適正かつ計画的な土地利用を誘導します。

都市計画マスタープランの策定

機能的で良好な居住環境を創造するため、長期的な指針となる都市計画マスタープランを県方針に即して策定します。

都市計画の推進

都市計画マスタープランの策定により、都市計画用途地域の変更や住民の主体的な取り組みを基本にした都市計画法における地区計画手法などについて検討します。

(2) 環境と調和する土地開発の推進

適切な開発指導の促進

開発行為に関わる規制の周知・啓発を進めるとともに、法制度、条例、指導要綱等により適切な開発指導を図ります。

環境保全等を図る規制の検討

環境保全や防災を重視し、独自の規制をつくり出す本町独自の土地利用計画制度の確立に向けて、規制の内容と開発許可の基準や開発行為の事前協議の手続きなどについて検討します。

中核拠点づくりの展望

長期的な観点から、中部横断自動車道インターチェンジの周辺整備や富士川護岸整備事業の進捗による新たな土地利用・土地開発の可能性を展望しながら、本町及び峡南地域の新たな中核拠点づくりを将来展望として検討していきます。

空き家・遊休地の活用

空き家や遊休地、農地の取得や賃貸を含め、地権者などと土地取得希望者をつなぐ「空き家バンク」など、土地情報提供や斡旋機能の充実を関連機関等と連携して取り組みます。

建設発生土の有効利用

中部横断自動車道の建設発生土を有効活用するため、処理用地等残土活用の調査を進め、地域活性化を促進する新たな土地開発及び農産物の生産拠点等としての利用を図ります。

(3)地籍調査の推進と情報活用

地籍調査の促進

土地と管理の基礎となる地籍調査の早期完了を目指して、着実な事業推進を図ります。

地理情報システムの活用

統合型地理情報システム（GIS）との情報共有を図ることにより、様々な分野での地図情報の活用を図ります。

2. 交通網の整備

【現状と課題】

(交通網)

本町の主要幹線道路は、南北に富士川右岸の国道52号と左岸の主要地方道市川三郷身延線及び富士川身延線、東西に国道300号からなっています。南北へは富士川を横断して延びる6本の県道等により梯子状に接続され、本町の西部、東部地域の往来を確保しています。甲府方面、静岡方面へのアクセスと本町の生活基盤の中核となる道路網といえます。下部地区の主要道路である国道300号は、本町と富士東部地区を結ぶ観光ルートとしての役割も担っています。

この基本的な道路網に町道・農道・林道等が付加され、大規模集落から中山間地域の小集落までを結ぶ全体的な道路ネットワークとして形成されています。大雨等の際には、急峻な山地と脆弱な地質等を切り開いて建設した道路であるため土砂崩れ等数多く発生しています。また、これらの道路網は、こうした地形条件などから、雨量通行規制を受けやすく、防災工事の促進や通行止めの際の迂回路となる道路整備が課題となっています。

なお、本町は富士川により、町が東西に二分されており、富士川に架かる6箇所の橋梁は東西を結ぶ交通の重要基盤となっていますが、国道300号の富山橋を除いて老朽化が著しい状況にあります。本町は東海地震等の強化地域にも指定されていることから、富士川に架かるこれらの橋梁の耐震性確保及び落橋防止のための整備強化が喫緊の課題となっています。

さらに、富士川兩岸地域を結ぶ上下水道・通信網等管路添架も橋梁の耐震整備等と併せて進めるべき重要な課題となっています。

また、今後は新町一体化を早期に図るために、各地域間を結ぶ道路網の整備の構築を図っていく必要があります。

(中部横断自動車道)

中部横断自動車道の建設が概ね7年後の全線開通を目指して進められており、本町域のルートに当たる六郷～富沢間は、富士川沿いを通り、新直轄方式で建設が進められており、町内には八木沢地内にインターチェンジの設置が予定され、さらに地域活性化ICの設置を積極的に要請し、より利便性の高い道路を目指します。

この道路が完成すると、本町と首都圏、東海・中部・上信越地方各地との時間・距離の短縮や交流圏域の拡大がもたらされ、物流の円滑化や観光客の増加など地域産業の活性化に寄与する効果や、災害時の生命線となる輸送ルートとしての機能確保などが期待されています。一方、国道52号等の通行車輛の減少による地域経済への影響も懸念され、中部横断自動車道の波及効果を地域活性化に積極的にいかしていく取り組みを着実に進めていくことが重要となっています。

(国道・県道)

国道52号は、雨量通行規制の緩和を図る防災工事及び歩道等の安全対策等を進

めていますが、防災幹線道路として工事の早期完成を求める必要があります。

国道300号は、富士山地域と富士川地域を結ぶ幹線生活道路であるとともに、観光道路としての機能も果たしています。しかし、現状では本栖湖までは多くの観光客が訪れるものの、本栖湖から先の富士川地域に足を延ばす観光客は少ない状況にあり、今後は魅力ある道路整備や沿道景観整備等を通じて観光客を富士川地域に誘導することも重要な課題です。今後、円滑な交通の確保に向けて、中ノ倉バイパス工事など地域産業の振興等も視野に入れた更なる機能の充実が必要です。

また、主要地方道市川三郷身延線は、狭隘なカーブと冬季の路面凍結などを解消する道路整備や三沢・市之瀬間バイパス構想の早期実現などを県及び関係機関に要望しています。

一般県道は、未改良区間が多く、改良を進めていますが、急峻な地形であるため進みにくい状況にあり、また、不在地主も多く用地等の確保も困難になっています。今後、地域の理解を得ながら、改良事業の推進を図る必要があります。

(町道)

町道は、幹線町道である1級21路線、2級36路線、その他の町道665路線があり、集落間を結ぶ道路改良と、きめ細かな生活道路の整備を進め、より体系的な道路ネットワークを構築していく必要があります。

(鉄道・バス等)

JR身延線は、通勤・通学の利用や観光客流動の大きな動脈ですが、近年その利用者は減少しています。しかし、地域における重要な交通基盤であるため、運行本数の増加や他交通機関との円滑な接続、台風災害に強い防災対策の実施等の要請を通じて、安全で利用しやすい路線の確保を行う必要があります。また、利用拡大策として、パークアンドレイルライド^{*}に対応する駅周辺の駐車場整備や沿線市町村等と連携しての利用拡大のための諸事業の推進を図る必要があります。

さらにリニア新幹線駅建設予定地とのアクセス環境の良いJR身延線は今後重要な交通手段として注目されることが予想されます。

このほかに都市間交通機関としては、身延山と新宿を結ぶ高速バスが運行され、観光客をはじめ利用者等の利便性が改善されて来ています。

身近な交通手段については、現在町内では、路線バスに加えて町営バス・乗合タクシー・貸切代替バス(民間2社運行)等が運行し、交通空白地域の減少、高齢者等いわゆる交通弱者の移手段の確保等の改善がなされて来ています。今後、運行形態や接続等の改善を図るとともに、バス運行事業の効率的な運営を進めることが必要となっています。

今後とも、利用者ニーズを踏まえた路線変更、町民・観光客などの利用の掘り起こし、鉄道・他町路線バスとの接続を考慮した路線・運賃・ダイヤ、バス路線を補完する交通手段の確保対策などを継続的に検討し、町民の足の確保に努めることが必要です。

【基本方針】

中部横断自動車道の建設をはじめ、町外との交流を活発化する広域幹線道路網の整備の促進と町内各地区の道路交通の円滑化、防災・安全を重視した整備を進めます。また、鉄道・バスの公共交通機関の利用増進と利便性の向上を図るとともに、全町的な観点から多様な移動手段の確保に努めます。

【施策体系】

2. 交通網の整備	【3-1-2】	(1)高規格道路整備の促進	【3-1-2-1】
		(2)国道整備の促進	【3-1-2-2】
		(3)県道整備の促進	【3-1-2-3】
		(4)町道等の整備の推進	【3-1-2-4】
		(5)道路環境の整備	【3-1-2-5】
		(6)鉄道運行等の充実	【3-1-2-6】
		(7)バス運行等の充実	【3-1-2-7】

【施策】

(1)高規格道路整備の促進

中部横断自動車道インターチェンジの設置

中部横断自動車道六郷～富沢間の整備促進を図り、地域活性化 IC の設置を要請します。

中部横断自動車道アクセス道路の整備

中部横断自動車道の整備と連動し、アクセス道路の整備を促進します。

中部横断自動車道の建設促進

早期完成を図るため、地域の合意形成や地域住民の協力体制の確保、中部横断自動車道建設促進連絡協議会の活動推進など事業の円滑な推進に努めます。

波及効果の検討と地域活性化

身延町中部横断自動車道活用プロジェクトチームにより、中部横断自動車道完成後の波及効果と地域活性化対策の検討を進めます。

(2)国道整備の促進

国道 52 号の整備促進

国道 52 号の安全性の向上や交通混雑解消等に向けた整備の促進を要請します。

国道 52 号の工事目標の再検討

国道 52 号の降雨による通行規制の解消に向けた防災工事目標（雨量規制）の再検討を働きかけていきます。

国道 300 号の整備

本栖湖を訪れる多くの観光客の富士川地域への誘客を図るため、安全性が高く道路からの自然景観等に魅力付けができるような特色ある沿道景観の創出に配慮した道路整備を要請していきます。

広域観光道路の整備

下部温泉から富士宮方面にアクセスする道路の整備を要請していきます。

(3) 県道整備の促進

主要地方道の整備

主要地方道市川三郷身延線の三沢～市之瀬間バイパス構想の実現など、安全確保と利便性の向上を要請します。

橋梁の架け替え

本町における道路網の強化を図るため、老朽化した県道橋の耐震化に向けて架け替え等を要請していきます。併せて上下水道管路、情報管路等のライフラインの添架について設置要請します。

一般県道の整備

一般県道については、未改良区間や交通危険箇所の早期整備を要請していきます。

(4) 町道等の整備の推進

重点的な町道整備の推進

全町の体系的な道路ネットワークを強化する道路整備計画を策定するとともに、同計画に基づいて、整備優先順位を設定して、年次的改良・整備を着実に進めます。また、橋梁長寿命化計画に基づき橋梁の耐震化、落橋防止に努めます。

都市基盤整備と連動する道路整備

集落における公共下水道事業や住宅・宅地等の住環境整備と一体化した町道の整備を進めます。

町道整備等による迂回路の確保

利便性や非常時対応など防災面の配慮も重視して、町道、農道、林道等を組み合わせ、幹線道路の迂回路としての機能を合わせ持った道路網を構築するため、行き止まり道路の解消や急カーブ・待避所等の改良整備を進めます。

農林道の整備

農林道の計画的な整備・維持管理により道路ネットワークを強化します。

道路整備計画への町民参画

道路整備の計画段階から住民が積極的に参画できる体制づくりを進め、地域のニーズに即した道路整備を進めます。

(5) 道路環境の整備

交通安全を重視した道路指定の促進

通学路や集落内の交通安全環境を強化するため、スクールゾーン等の指定検討を進め、安全、安心な交通環境を形成します。

歩道の整備

歩行者・自転車が安全に通行できる歩道整備を進めるとともに、特に通行が多い町道については、高齢者・障害者などだれもが安心して利用できる歩道空間の確保に努めます。

地区コミュニティとの協働による道路環境の維持・管理

地区コミュニティ活動との協働により、道路沿線の美化活動、台風などによる倒木や冬季における路面の凍結・積雪等の対策に努めます。

(6) 鉄道運行等の充実

身延線の利便化

身延線沿線活性化協議会をはじめ、身延線沿線各関係組織が連携し、利用拡大策を推進しつつ、利便性の高いダイヤ編成を要請していきます。

身延線の魅力化

鉄道利用者への特典サービス機能、イベント列車の運行などを要請していきます。

鉄道利用の促進

自動車・電車乗り継ぎシステム（パークアンドレイルライド）を円滑にする駅周辺の駐車場の確保に努めます。

(7) バス運行等の充実

バス交通の利便化

利用者ニーズに対応した利便性の高い運行系統、運行回数、運行時間帯や料金体系、車輛、運営方式等の継続的な改善と路線網の充実を図ります。

町民の移動手段の確保のため、利用度の高い町内循環的バス路線設置の検討を行います。

バス運行事業の効率化

業務委託方式など効率的なバス運行事業を検討します。

乗合タクシー等との連携

乗合タクシーや民間・公共交通機関等との連携を深めることにより、さらに利便性の高い地域交通網の創出を図ります。

3 . 集落の整備

【現状と課題】

本町では、集居型の町並みを形成する集落が富士川沿いとその支流の中・下流域の平坦地に広がり、山間部の中小河川沿いや中山間には、小規模な集落が散在しています。

都市計画区域は、身延駅周辺地域と身延山地域から下山地域にいたる3,707haが指定され、うち身延駅前、梅平、門内の84haが用途地域指定区域になっています。また、門内地域一帯は風致地区に指定されています。

都市計画区域では、道路、公共下水道、土地区画整理など都市計画事業を進めてきましたが、下水道事業をはじめとする都市基盤整備など、長期的な指針に基づいたより秩序ある快適な居住環境の形成が課題となっています。特に、中部横断自動車道の波及効果をいかす土地の有効利用の推進、防災機能を強化する都市基盤の整備が必要です。

都市計画区域の長期的な整備方向を示す県の県マス及び区域マス「都市計画区域マスタープラン」を踏まえた「身延町都市計画マスタープラン」を策定し、計画に即した都市基盤の整備を行います。

一方、農山村地域の集落においては、多自然居住空間としての環境や地域特性をいかにしながら、上下水道や生活道路、交通機関など生活基盤の整備、防災機能の充実など定住環境の改善を図る必要があります。

特に、山間地の小規模集落では、過疎の進行と高齢者世帯の増加が著しく、空き家も増えて、集落コミュニティの維持が困難になるなど、生活環境の維持や防災対策に多くの課題を抱えています。

【基本方針】

本町における定住促進に効果的な都市計画の在り方や都市機能整備の具体的な指針を樹立するとともに、各地域の特性をいかした集落環境の整備を進めます。また、小規模集落の動向に対応した集落再編、生活基盤と防災機能の充実など、安心して生活できる集落環境の整備を進めます。さらに、地区・地域・集落間相互のネットワークを強化する基盤整備を進めます。

【施策体系】

3 . 集落の整備	【3-1-3】	(1)都市計画の推進	【3-1-3-1】
		(2)集落環境の整備	【3-1-3-2】
		(3)地区間ネットワークの強化	【3-1-3-3】

【施策】

(1) 都市計画の推進

都市計画区域等の見直し

中部横断自動車道の波及効果をいかしていくための都市機能の整備、定住促進に効果的な居住環境の整備などについて、長期的な視点から方向付けるため、都市計画マスタープランを策定し、都市計画区域や用途地域指定区域の見直しを進めます。

都市整備事業の推進

住民主体の地区計画手法などを活用しながら、居住環境を改善する土地区画整理事業、歴史的な町並みと調和する観光拠点機能を強化する整備事業などを推進します。

(2) 集落環境の整備

集落の生活基盤整備

上下水道や生活道路、交通機関などの生活基盤整備の推進と連動して、防災機能の充実など定住環境の改善を進めます。

集落機能の再編

集落機能の維持が困難な小規模集落については、集落間協力体制の構築、集落動向に対応する集落再編を進め、安心して生活できる環境を整えます。

(3) 地区間ネットワークの強化

中核・地域拠点の機能強化

役場本庁舎を中核拠点に、支所や地区公民館を地域拠点として、地域づくり活動の支援を図るコミュニティプラザ機能^{*}を整備するとともに、公的施設など地区生活関連施設の機能充実を進めます。

身近なサブ拠点の整備

公民館分館単位の地域をサブ地域拠点として、地域拠点を補完する機能を整備するとともに、各集落の拠点として活用します。

地域相互の連携を強化する基盤整備

各拠点をつなぐ道路、交通、情報等の基盤整備を進め、地区・地域・集落相互の連携を強化するネットワークを充実します。

4 . 地域情報化の推進

【現状と課題】

近年ICT（情報通信技術）が急速に進展し、パソコンなどの情報通信機器の普及や情報通信基盤の整備進展により、住民生活・地域社会の諸活動においても情報化が不可欠のものとなっています。

CATVについては、下部地区では平成22年度からネットワーク下部にほぼ全世帯が加入し、中富地区と身延地区では、民間のCATVにそれぞれ約5割、約7割が加入しており、町全世帯の70%以上がCATVを利用しています。山間地の集落では13組合を組織し共聴アンテナによる受信、その他は個別受信となっています。

前期計画における課題であった、下部地区の町営CATVについては、PFI^{*}方式で民間資金と民間のノウハウの活用により平成22年度に構築され指定管理者による運営がなされており、併せてインターネットなどのブロードバンド^{*}環境も整いました。また、中富、身延地区のCATVについては、同じく平成22年度に、民間会社による光ファイバーによる高速通信環境（FTTH）で整備されました。下部地区の自主放送については、議会中継や富士山ライブ映像など住民の強い継続要望のあったものが、町のホームページで公開されることにより、インターネット環境がある町内全ての世帯で視聴できるようになり、さらに町外への発信も可能になりました。

自宅や職場や学校でのインターネット利用率が高まっていますが、本町では、民間業者により高速通信可能な光ファイバーの敷設が行われ、インターネット環境は整いつつあります。今後も地域情報化の推進に向けては、山間地域のブロードバンド化など課題を抱えています。携帯電話については、固定電話を抜く普及率となっていますが、本町における携帯電話のサービス提供エリアは年々拡大されつつありますが、狭小な現状にあり、全町において利用できるエリア拡大への対策が必要です。

国の政策として電子自治体の構築が求められており、情報技術を活用し、「いつでも」「どこでも」「必要なときに」「簡単かつ迅速に」行政サービスが受けられることが基本とされています。このような環境変化の中で、本町でも電子申請・電子予約など一部システムは他市町村と共同で利用できる環境にありますが、さらに効果的な利用に向けてシステムの充実・拡充に努めていく必要があります。

町では、地域情報化に伴う様々な課題解消に向けて、「身延町情報化計画」を策定し、情報基盤の整備、住民生活の利便性向上への情報提供の充実などについて、年次に沿った実施目標を定めて計画的に進めて参りましたが、計画期間が平成22年度で終了していることから、新たな計画の策定が求められています。

【基本方針】

急速に進展する高度情報化に対応したまちづくりを進めていくため、身延町情報化計画に基づいて、地域情報化基盤の整備、様々な媒体による情報提供の充実、電子自治体の着実な構築による住民生活の利便性の向上に努めます。

【施策体系】

4. 地域情報化の推進	【3-1-4】	(1)地域情報化基盤の整備	【3-1-4-1】
		(2)情報提供の充実と住民生活の利便性向上	【3-1-4-2】

【施策】

(1)地域情報化基盤の整備

身延町情報化計画の策定

平成18年度に策定した身延町情報化計画が計画期間である平成22年度を経過したので、時代に沿うように早急に策定を行います。

情報基盤の充実

情報通信の高度な活用を総合的に推進していくために、CATV網や地域インターネットを活用して広域的な公共ネットワークの構築を進めます。

庁内各課等で利用の出来る統合的なGISの構築を検討します。

携帯電話エリアの拡大

住民への情報提供やその他連携システムに活用していくため、携帯電話のサービス提供エリア拡大を各関係機関に引き続き要請していきます。

ブロードバンド環境の整備

町内においてブロードバンド環境を実現するため、民間CATV業者やブロードバンド業者も含めた関係機関に働きかけるなど、様々な整備手法を追及し実現に引き続き努めます。

(2)情報提供の充実と住民生活の利便性向上

地域ポータルサイトの創設

地域ポータルサイト構築にかかる費用が高額であることと、運用管理に対しても費用がかさむことから、ブログなど民間のシステムを利用した方法で所期の目的を達成できるか検討していきます。

防災関連施設の充実

地域防災無線設備の一部がすでに耐用年数を超過していることを踏まえ、システムのデジタル化構築を進め、これを活用した同報系無線の設置や高齢者、障害者等へも配慮した情報伝達手段や機器の検討並びに運用体制を精査・検討し、設備のデジタル化を目指します。

行政手続の電子化

行政手続きの電子化をさらに拡充させるため、県下の市町村と共同開発している「市町村電子申請受付共同システム」の構築に積極的に係わるとともに、この利用に欠かせない住基カードの普及促進をはじめとする各種啓発活動を展開していきます。

情報システム化の推進

防災情報をはじめ、観光情報、医療・健康福祉情報、教育分野などの情報システム化を推進し、住民ニーズを踏まえた施策展開にさらに努めます。

情報セキュリティの強化

情報セキュリティ対策をさらに強化していきます。

第2節 産業の振興

1. 農林業の振興

【現状と課題】

（農業）

本町の農業は、52.05haの経営耕地面積（2010年農林業センサス）を基礎に、1,091戸の農家（一戸当りの経営耕地面積4.8a）によって営まれています。総農家数の内、販売農家は94戸で兼業が多く、自給的農家は997戸と約9割を占めています。

農業従事者については、高齢化が進み、農家数と経営耕地面積及び農業粗生産額が減少するとともに、耕作放棄地の拡大も進行しており、農業の現状維持さえ困難な状況に直面しています。加えて鳥獣被害が深刻化し、営農意欲の減退に拍車をかけています。

こうした中、機械化、省力化等による農業振興を図るため、農道や用排水路など農業生産基盤整備が必要ですが、全般的に営農意欲が低下する中で、未整備地域における事業推進が困難な状況にあります。今後とも地域ニーズの把握に努め、農地の保全と活用を着実に進めていく必要があります。また、農業の新たな担い手づくりとして、企業の農園づくり、教育ファーム、農業体験等の事業を推進することも必要です。

農地の流動化については、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に定めた利用権設定等促進事業の推進に努めており、NPO法人、農事組合法人等の農業生産組織などが新たに設立され、活動を拡大しています。しかし、まだまだ後継者・担い手不足の中で借り手が足りない状況にあり、今後、更なる農業生産組織の育成と受委託体制の強化につながる耕作を請け負う組織の拡大などが必要です。

集落営農については、中山間地域等直接支払制度における13箇所の集落協定があり、組合を組織して計画的な作付けをはじめ耕作放棄地の抑制や環境保全型農業に努める集落もあります。今後、団塊の世代等の農業参入等も促しながら、集落営農に対する公的補助の活用などにより集落ぐるみの事業を展開することが必要です。

今後の農業においては、食の安全・安心に対する消費者ニーズが高まる中で、農産物の生産履歴の開示（トレーサビリティ）や環境にやさしい農業への取り組みも不可欠となり、本町の環境保全対策と連携した着実な推進が必要です。

地産地消への取り組みにおいては、自給的農家等の余剰生産物を道の駅や農林産物直売施設で販売することや、味噌づくりなどの農業体験企画の実施を進めることなどにより、野菜等の換金化や農家女性の就業、活躍の場づくりなどの面において成果をあげています。今後とも、自給的農家や小規模農家で可能な少量多品種の農産物生産に着目し、特産物や農産物加工材料の生産などと結び付けていくとともに、グリーン・ツーリズム^{*}の推進など農業と観光・交流事業との連携

をさらに進めることが必要です。

特産物づくりにおいては、曙大豆の生産拡大を図り、曙大豆での味噌づくり、地場産を材料としたゆば等の加工品づくり、南天の生産、EMを活用した環境保全型農業の実践からEM卵の生産などが取り組まれており、一定の成果をあげています。今後も、特産物の生産と直売、特産物の付加価値化を図る加工品づくりの推進体制を強め、住民や観光客等の消費拡大への取り組みをさらに推進していくとともに、地域団体商標の登録を含めた身延ブランドづくりを目指して、地産地消を基本に町外へも販路拡大していくことが必要です。

（林業）

本町の森林面積（森林整備計画）は、24,341haで、町域面積の約8割を占めています。保有形態別では国有林305ha（1.3%）、公有林7,382ha（30.3%）、私有林16,654ha（68.4%）で構成され、人工林率は約4割（9,368ha）となっています。林業経営体数（2005年農林業センサス）は33戸を数えるのみで、減少の一途をたどっています。

木材価格が低迷する中で、林業経営意欲が減退し、また、林業労働力の減少と高齢化が進み、保育管理が実施されない放置山林が増加しています。このような森林の荒廃は、林業生産機能の低下とともに、水源涵養や土砂災害防止機能の低下、河川環境の悪化や洪水の危険性の拡大、鳥獣被害の増加などをもたらすなど、本町の将来に関わる大きな課題となっています。

町では森林整備計画を策定し、民有林を対象に造林、保育、間伐等の森林整備の推進、その基盤となる林道網整備、林業従事者の養成、特用林産物の振興、林業機械化の促進、流通の合理化などを方向付けており、計画の着実な推進による森林整備が必要です。

さらに、森林の持つ保健・休養・文化的機能に大きな関心が寄せられてきていることから、森林レクリエーション等の利用を含めた総合的な森林・林業の活性化を図る必要があります。

【基本方針】

農用地を確保し、生産条件を整える農業生産基盤の整備、多様な担い手の育成と営農体制の整備を推進するとともに、森林の適正な管理を促進する林業生産基盤の整備、林業経営体の育成を推進し、農地や森林が持つ水源涵養や土砂災害防止などの公益的機能の維持に努めます。

また、自給型農家等の生産を含めた地産地消の仕組みづくりなど農林産物の流通・販売の強化、観光・交流事業との効果的な連携を図り、農林業の新たな付加価値の向上を促進します。

【施策体系】

1. 農林業の振興	【3-2-1】	(1) 農業生産基盤の整備	【3-2-1-1】
		(2) 担い手・農業経営組織の育成	【3-2-1-2】
		(3) 生産体制の強化	【3-2-1-3】
		(4) 林業の振興	【3-2-1-4】
		(5) 農林産物の流通・販売の強化	【3-2-1-5】
		(6) 観光・交流との連携	【3-2-1-6】

【施策】

(1) 農業生産基盤の整備

農業振興地域整備計画の適正な管理

農業振興地域整備計画の適正な管理を行います。

農業基盤整備の促進

農用地の確保や良好な生産条件を確保するため、受益者や地域ニーズに対応し、農業基盤の整備を進めます。

農作業の受委託や省力化の促進につながる生産条件を確保するため、農道、用排水施設などほ場条件の改善を進めるとともに、農地集積を促進します。

鳥獣被害対策の推進

集落環境の向上と農作物被害の軽減を目指し、中山間地域総合整備事業獣害防止柵設置工事を推進します。

鳥獣害防除資材への補助の継続、有害鳥獣駆除隊への駆除依頼、捕獲用の箱檻の設置等を進め、農作物被害の軽減を目指します。

鳥獣被害対策のため、野生動物との緩衝地帯に当たる里山の整備を地域住民との協働により推進します。

(2) 担い手・農業経営組織の育成

担い手の育成

認定農業者や新規就農者をはじめとした担い手を育成するため、関係機関と連携して情報提供や技術普及などの支援を行います。

農作業受託組織の育成

農作業受委託を促進するため、農作業受託組織の育成を促進します。()

集落営農体制の強化

農地の利用調整と集積を進め、集落営農体制の強化を支援します。

集団化の促進

集団化・作業委託・共同機械の整備など農業省力化への支援を進めます。

生きがい型シルバー農業の振興

高齢農業者、休日農業者など多様な担い手を育成する支援を進めます。

企業・NPO等の農業参入の促進

農業生産組織の法人化、企業・NPO ボランティア組織等の農業参入を啓発していきます。

企業の農園づくり、CSR(企業の社会的責任)活動の受け入れを推進します。

(3)生産体制の強化

特産品生産をいかす農業経営の展開

曙大豆の枝豆生産など身延ならではの特産物生産を強化し、農作業受託・請負の円滑化、特産品の製造・販売等、農業の6次産業化を目指し新たな農業経営を推進します。()

環境保全型農業の促進

有機無農薬栽培など環境保全型農業、安全・安心な農畜産物の生産を促進します。()

(4)林業の振興

林業生産基盤の充実

林道、作業道の整備など森林施業の基盤整備を進め維持管理に努めます。

森林施業の合理化

森林施業の合理化を図るため、林業機械の導入による作業の省力化、効率化を促進します。

林業経営体の育成

森林の保育管理体制を強化するため、森林組合など林業経営体の強化、担い手の育成に努めます。

森林の適正管理

森林の保育管理、広葉樹林の育林を進め、森林の環境保全に努め、水源涵養をはじめ、土砂災害や河川氾濫の防止など国土保全、鳥獣被害の防止など多様な公益機能を強化します。

特用林産物の生産振興

シイタケ、山菜等の特用林産物の生産振興を図ります。

間伐材の利用促進

間伐材の利用促進など新しい林産物づくりを促進します。

鳥獣の生息環境の改善

鳥獣による農産物被害対策の一環として、集落周辺の里山づくり、広葉樹林の拡大や植林地の混植など林相の転換を促進し、鳥獣の生息環境を改善します。()

森林整備の活動支援

森林の有する多面的機能が充分発揮されるよう森林整備活動支援交付金等により森林整備を支援します。

広域林道の整備

林業振興や観光振興に資する広域林道(県営林道)の整備を要請していきます。

(5) 農林産物の流通・販売の強化

小口農産物の流通確保

自給型・小規模農家が生産する少量多品種の新鮮農産物を直売施設等に円滑に供給する地産地消の仕組みをつくりまします。()

農林産物の地域内流通の推進に加えて、都市部での定期的な産地直送販売やインターネット販売など地域外販売を促進まします。()

農産物加工・食への展開

地産地消の仕組みづくりの中で、生産・農産物直売・食品加工の施設整備などとともに、それに取り組むグループの育成と連携の強化を図り、「食」と「農」のネットワークづくりを進めまします。()

スローフード^{*}への取り組み

郷土料理や地域の特色ある野菜などの食材等を見直し、伝統的食材・料理を通じてゆっくりとした健康な生活を楽しむ「スローフード」への取り組みを進め、農産物の流通付加価値を高めまします。()

加工分野の開拓

林産物や地域木材の加工分野の開拓を進めまします。

林産物の地産地消

地域木材の活用など、林産物の地産地消を促進まします。

環境関連ビジネスの推進

木材資源等バイオマスを活用した竹炭や竹粉砕屑肥料の販路拡大、EM 等を活用した環境保全型農業生産の拡大や物産開発など地域資源循環型の環境関連ビジネスの推進に努めまします。()

(6) 観光・交流との連携

農業体験機能の充実

農工商連携による6次産業化を進め、農業体験、教育ファーム、企業の農園づくり、CSR(企業の社会的責任)活動や作物のオーナー制度等の充実を支援してまします。()

グリーン・エコツーリズムの展開

田舎体験機能の充実、農林産物を材料にしたものづくり体験や郷土料理の提供など、身延町の特性をいかした体験プログラムの提供によるグリーン・エコツーリズムの受け入れ事業を展開まします。()

農業をいかした交流

都市部の住民等を対象とした貸農園の運営や作業体験、農家とともに農作業を手伝い交流するワーキングホリディ^{*}の情報提供など団塊世代等の田舎暮らしと就農希望者等への斡旋機能を充実し、近年増加している空き家の利活用と遊休農地等の再利用を図りまします。()

2. 商業の振興

【現状と課題】

本町の商業（平成19年商業統計・卸売業と小売業）は、事業所数304店、従業者数1,112人、年間商品販売額137億1,639万円で、事業所数及び販売額は減少傾向にあります。特に、車社会などの進展に伴う商圈の拡大から、甲府都市圏の郊外型大型商業施設などへの購買力の流出が続いており、経営環境は一段と厳しさを増しています。

JR身延駅前、身延山門内に商店街が形成されており、さらに国道52号沿いの西嶋や飯富にはホームセンターやスーパー、飲食店等の商業立地が見られますが、その他の地区は商店が散在している形態となっています。

JR身延駅前にあるしょうにん通りは、身延山に訪れる観光客等を主な対象とし鎌倉時代をイメージした街路景観で統一し、住民自らまちづくりに取り組んだ事例として、高い評価を受けています。また、身延山門内の活性化ビジョンが樹立されており、今後も、下部温泉などとともに観光と連携した魅力ある商業機能の整備が求められています。

このような中で、商工会では、ポイントカード加盟組織の拡大など町外への購買力流出への対策を推進するとともに、地域商品券の発行や観光と連携した特産品開発など、観光関連消費の拡大に取り組んでいます。しかしながら、商業事業者の高齢化が進んでおり、空き店舗が増え、活性化への課題が深刻化しています。

日常の消費生活を支える商業は、定住環境の充実において重要であり、地域における商業機能を確保するとともに、観光振興面との効果的な連携強化が必要です。また、地域商業の振興には、事業者の経営意識と改善への努力とともに、他の産業分野等との連携も含めた事業者が持つ経営ノウハウをいかした共同事業など、地域環境の変化に即した取り組みが必要です。特に、高齢化が進む中で、買い物代行サービス等の高齢者に対応する新たな事業展開、農業や観光、交流や田舎暮らし、物産等のモノづくりと販売など、商業関連の事業分野を開拓、起業していくことが必要です。

【基本方針】

定住環境に不可欠な商業機能の充実を図るため、商工会等との連携による住民生活に密着した商業活動、観光や交流と連携した商業活動など、事業者の共同事業や新たな事業分野への取り組みを支援します。

【施策体系】

2. 商業の振興	【3-2-2】	(1) 地域商業の育成	【3-2-2-1】
		(2) 事業分野の拡大	【3-2-2-2】

【施策】

(1) 地域商業の育成

経営指導の促進と後継者の育成

商工会等との連携により、経営相談、経営指導の充実、講習会の実施等により事業者の経営基盤の強化を支援し、合わせて後継者や新規事業者の育成に取り組めます。

経営の安定化

商工会及び関係機関との連携を強化し、更なる資金融資制度の充実を図ることにより、小規模商店の強化・近代化及び経営の安定化を推進します。

事業活動への支援

高度情報化に対応する商業展開や環境に配慮した事業活動などについて情報提供を行うとともに、事業者の共同事業など主体的な取り組みを支援します。

観光商業の展開

地域資源をいかした観光・交流客の滞留の場づくりなど、観光商業機能の整備を促進します。

商業空間の形成

各地区の環境整備事業と連携した商業空間の形成に努めます。

地域商店街育成の推進

商工会や各関係機関と連携し、地域商店街の育成に努めます。

(2) 事業分野の拡大

新規創業支援

空き店舗等を活用したチャレンジショップ*)等の事業、観光関連事業の起業など、新規創業のための支援体制を整備します。

まちづくり活動と連動する商業展開

乗合タクシーを活用した、買い物難民対策や、高齢者対応の宅配や出張サービスなど町内消費者の購買利便性の改善を図る取り組み、地域特産品づくりと連携した活動など、地域課題と連動する活動を支援します。()

コミュニティ・ビジネスの促進

事業者が持つ経営ノウハウをいかし、コミュニティ・ビジネス起業への事業者の事業参画を促進します。()

3 . 工業の振興

【現状と課題】

本町の工業（平成21年工業統計・4人以上の事業所）は、事業所数43、従業者数 930人、製造品出荷額等171億4,946万円であり、いずれも大幅に減少しています。

身延工業団地や峡南地域中核工業団地には、金属、電気、プラスチック等の工場が立地しており、農村地域工業等導入促進法等の活用により、税制面での支援をしてきました。この企業進出により、町内雇用の場の拡大に大きな役割を果たしてきましたが、製造業における厳しい経営環境の中で合理化が進み、雇用の増加には制約が大きい現状にあります。また、より迅速な物流が求められる中で、交通条件の改善が課題となっています。

現在、製造業は、経済のグローバル化，情報化の進展などにより世界規模での激しい競争の時代に置かれており、急速な技術革新や産業の情報化に対応するため，経営の改善，人材育成，異業種間交流などによる新たな事業展開への支援が必要です。

今後、東日本大震災の影響によるエネルギー政策の転換への対応や、中部横断自動車道の早期開通をはじめ、国道52号や国道300号の防災工事を進め、降雨の通行規制を緩和するなど、企業進出の基盤整備の推進を図るとともに、企業誘致の積極的な推進や既存企業の育成を図り、雇用を「つなぎ」、「まもる」ことが必要です。

【基本方針】

関係機関等との連携により各種支援制度を活用しながら、既存工業の経営安定化の促進、企業育成に努めます。また、立地環境の充実に努め、環境負荷の少ない企業等の誘致活動を進めます。

【施策体系】

3 . 工業の振興	【3-2-3】	(1)地域工業の育成	【3-2-3-1】
		(2)企業の立地促進	【3-2-3-2】

【施策】

(1) 地域工業の育成

経営基盤の強化

商工会など関係機関との連携により、企業の経営基盤を強化するため、国・県の各種支援制度を活用した企業の経営改善、設備投資、製品開発や技術開発などを促進し、企業の安定経営を支援します。

新規事業等への支援

新規創業や新規事業化に関する国・県等の支援制度についての積極的な情報提供を行うとともに、産学間連携や企業間相互の情報交換、共同研究、異業種交流などを促進し、企業育成を図ります。

(2) 企業の立地促進

企業誘致条件の整備

工業団地等への地元雇用率の高い優良企業の誘致を積極的に推進するため、企業支援に関する町条例を活用するとともに、業種要件の緩和や賃貸借方式など、柔軟な対応により立地を促進します。

企業立地環境の改善

エネルギー政策の転換に対応した支援策の検討や、流通を支える道路等の生活基盤の整備を進め、企業立地の環境整備を進めます。

優遇税制の検討

優良企業の誘致を積極的に推進するため、更なる優遇税制について検討していきます。

4 . 地場産業の振興

【現状と課題】

本町には、伝統技術をいかした地場産業として、西嶋和紙や印章業などが継承されています。また、地域の生産物や資源をいかしたゆばやミネラルウォーターの製造など、本町の風土に根ざした特色ある特産品の生産も行われています。

画仙紙、書道紙を主とする西嶋和紙は、後継者問題や従業者の高齢化をはじめ、外国製品に押されるなど、厳しい経営環境にあります。こうした中、なかとみ和紙の里においては、日本全国の和紙販売や、地元生産業者と連携した和紙漉き体験も行っています。今後とも、なかとみ和紙の里との効果的な連携を図るとともに、技術を伝承する後継者育成、新製品開発や調査研究、販路拡大などの活性化への取り組みが必要です。

印章業については、後継者も少なく、需要の低迷が続いており、後継者の確保とともに、特色ある製品づくりや販路の拡大を進める必要があります。

特産品についても、これまでの取り組み実績を踏まえながら、地域の資源や農林産物を効果的に活用した製品開発や販路開拓、農工商の連携による6次産業化などの、新たな振興策を推進していく必要があります。

【基本方針】

伝統技術の継承に努めるとともに、新たな製品開発や販路開拓、観光・交流分野との連携などを強化し、地場産業の振興を図ります。

【施策体系】

4 . 地場産業の振興	【3-2-4】	(1)伝統産業の振興	【3-2-4-1】
		(2)特産品づくりの推進	【3-2-4-2】

【施策】

(1) 伝統産業の振興

和紙や印章業の振興

各種支援制度を活用しながら、和紙振興事業補助金、地場産業振興支援事業などにより新たな商品開発などを支援します。

和紙などの伝統的な地場産業の振興のため、商工会等を中心に町内の各観光地との連携やインターネットによる都市部への販路の拡大・開拓を促進します。

効果的なPRにつながる篆刻体験など、伝統産業と親しむ機会を増やすなど、観光・交流の分野との連携を強めます。

(2) 特産品づくりの推進

地域資源の効果的な活用

地域で生産される農林産物を活用した物産づくりの調査・研究を進め、6次産業化による新たな特産品開発を促進します。

地域資源活用促進法に基づき、特産品づくり等への取り組みを積極的に支援するとともに、コミュニティ・ビジネスなどの事業組織の設立と起業を促進します。()

農業者を中心に、商工会や農協などがコーディネート役となり、農工商連携を推進し、曙大豆の地域団体商標登録、ゆば、しいたけ、味噌などの「身延ブランド」の更なる育成・定着に努めます。

5 . 観光の振興

【現状と課題】

本町の地域経済の活性化に果たす観光の役割は大きく、観光・交流客を拡大する取り組みをさらに強化するとともに、観光や交流に関連して地域経済効果を生む仕組みづくりが課題となっています。

本町の観光は、北には西嶋和紙をテーマとしたなかとみ和紙の里のある「中富エリア」、東には千円札のデザインである本栖湖、1200年の歴史を誇る下部温泉郷や湯之奥金山のガイドス館として立地している甲斐黄金村・湯之奥金山博物館のある「下部エリア」が、また、南には日蓮宗総本山身延山久遠寺がある「身延エリア」など、三つのエリアに区分できます。

観光客の動向は、身延山久遠寺への参拝・観光客は年間約120万人、下部温泉の入湯者数は年間約10万人と推定されていますが、近年の観光スタイルの変化とともに減少を続けています。

観光資源としては、身延山と下部温泉のほか、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館、富士川クラフトパーク、なかとみ青少年自然の里、なかとみ和紙の里、ヤマメの里、さらに本栖湖、富士川、富士山の眺望を誇る山岳トレッキングコース、町内JR身延線駅周辺散策コース、道の駅しもべ・下部農村文化公園、みのぶゆばの里とよおか、一色のホタルの里など多くの資源があり、それぞれに誘客イベントも実施されています。

近年の体験志向の高まりを背景に、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館の砂金採り体験、なかとみ和紙の里の紙漉き体験をはじめ、道の駅富士川ふるさと工芸館やなかとみ青少年自然の里などでは各種体験メニューを提供しています。また、特産曙大豆の枝豆オーナー制度と収穫体験、ゆばづくり、味噌づくり体験を実施するとともに、さらに都市住民との交流を通じて、農地や農業体験の場の提供など、農工商連携事業を強化しています。

こうした中、町と商工会とで策定した、「新しい身延の観光振興ビジョン」により、短・中・長期の行動計画を定め、観光事業のマネジメント組織となるNPO法人みのぶ観光センターによる、身延ブランド構築、富士川ラフティングツアーの実施、人材育成など具体的な事業を展開しています。

今後、観光や交流、田舎暮らし等の情報発信をさらに強化するとともに、資源相互の連携による観光プログラムの開発など観光の魅力を強化し、来訪者を迎える環境づくりや受け入れ体制の整備に努めることが必要です。町民自らが楽しめる観光地づくりを目指しつつ、観光客誘致を促進し、雇用の維持・創造を基軸とした地域内消費の拡大による活性化に効果的に結び付けていく必要があります。

【基本方針】

豊かな自然と歴史文化、多様な地域資源をいかした観光の魅力づくりを促進するとともに、観光推進体制の強化や観光関連事業を推進し、観光振興による地域経済効果を生む仕組みづくりを一層強化し、観光立町を実践していきます。

【施策体系】

5. 観光の振興	【3-2-5】	(1)観光推進体制の強化	【3-2-5-1】
		(2)観光地の整備	【3-2-5-2】
		(3)観光プログラムの開発	【3-2-5-3】
		(4)観光事業連携の促進	【3-2-5-4】
		(5)水辺・水産資源の活用	【3-2-5-5】

【施策】

(1)観光推進体制の強化

観光推進組織体制の整備

観光連盟を中心とした観光関係団体の活動を育成するとともに、観光立町を支える推進母体として、NPO法人みのぶ観光センターをはじめとする関係団体の体制を強化します。

広域観光づくりの強化

富士川地域に立地する身延町・市川三郷町・富士川町・早川町・南部町の5町をはじめ、関係機関、団体等が官民一体で広域的な連携をとり、富士川地域の広域観光コースづくりなどの連携事業を強化し、峡南地域への誘客を図ります。

観光情報の発信

各種メディアやインターネットによる情報の発信、PR活動を強化し、幅広い観光客の誘致に努めます。

観光受け入れ体制の整備

体験学習において観光機能を強化するため、ボランティアガイドの育成や組織化を支援し、来訪者との交流を促進します。

遊休施設等の利活用と各観光地との連携の観点から、修学旅行・林間学校等の教育旅行の受け入れ体制整備を推進します。

外国人観光客の誘客

広域的連携の中で、2009年に開港した富士山静岡空港や中部横断自動車道の開通を視野に入れた外国人への観光PRと誘客や富士山世界文化遺産登録運動を推進します。

(2)観光地の整備

観光資源の発掘・整備

豊かな自然や文化・歴史遺産等の点在する既存の観光資源を活用するとともに、新たな観光資源の発掘・整備を行い、個々の観光資源を効果的に結ぶネットワークづくりに努めます。

景観づくりの促進

地域拠点景観づくり事業などにより、ホテルの里、句碑の里、しだれ桜の里をはじめ特色ある里づくりの整備を進めます。

観光基盤施設の整備

観光の基盤となる、観光サービス施設の整備（駐車場、トイレ、案内所等）を促進します。

(3) 観光プログラムの開発

体験機能の整備

体験型施設の機能充実を図るとともに、相互の連携を促進し、一体的な活用を進めます。

グリーン・ツーリズムの展開

農業体験・民泊等田舎体験機能、農地や作物のオーナー制度の提供、農林産物を材料にしたものづくり体験など、農工商が連携して6次産業化によるグリーン・ツーリズムを展開します。()

エコツーリズムの展開

本栖湖畔の豊かで多様な自然環境を中心に、都市部との交流を含めた環境講座や自然体験ツアーの開催などを通じて、エコツーリズムプログラムを提供します。()

温泉保養プログラムづくり

温泉関係事業者を中心に、保健・保養医学関係機関と連携し、温泉効能をいかした健康づくりプログラムの開発を進めます。

(4) 観光事業連携の促進

観光関連商品の開発支援

関連事業者や団体等の連携により特産品のPR及び販売拡大を図るとともに、地域資源を活用した郷土色豊かな個性ある新たな特産品・土産物、料理の開発を積極的に支援します。

関連事業者と連携した商品づくり

グリーン・ツーリズムやエコツーリズムの受け入れ体制等の整備に対応し、旅行会社や鉄道事業者等との連携強化により、町内観光施設利用や宿泊を効果的に組み合わせた身延パックなど、観光商品の開発を促進します。

事業おこしの支援

NPO等の民間活力を活用した、新しい観光プログラムの開発と観光客受け入れ組織の整備、都市部等との交流企画など、新たな観光交流関連の事業おこしを支援します。()

(5)水辺・水産資源の活用

水産資源の確保

河川・湖や水辺の環境保全を図りつつ、水産資源の確保に努めます。

内水面漁業組織の育成

ヤマメの里生産組合、富士川漁業協同組合、本栖湖漁業協同組合等の内水面漁業組織を育成します。

遊魚の振興

観光・交流と連携した釣り等の遊魚の振興を図ります。

本栖湖の活用

世界文化遺産登録を視野に、本栖湖の優れた環境をいかした多様なレジャー機能の整備を促進します。

第3節 産業間連携と就労環境

1. 新たな事業おこし

【現状と課題】

定住促進のためには、就労・雇用の場の創出が不可欠となります。交通環境の变革など町の優位な条件をいかした企業等の誘致も重要ですが、企業の合理化が進む中で雇用にも制約があるとともに、我が国の経済状況からも地域外の他力に依存する対策は厳しい状況があります。

そのためには、観光立町によるまちづくりを推進し、観光の充実を図り、それらに伴う起業と就労・雇用の方向付けを行う必要があります。また、各産業間、異業種が横断的に連携しながら、町が保有する資源に改めて目を向けて、新たな付加価値を生み出す事業分野の開発による産業づくりが重要な課題になります。

平成21年度には、建設業者、商工会、身延観光センター等で設立した身延町観光振興協議会が、富士川を利用したラフティングツアーを開始し、23年度には「株式会社富士川倶楽部」として起業しています。

さらに、身延竹炭企業組合、企業組合みのぶゆばの里とよおか、NPO法人エコクラブみのぶ、農事組合法人下部特産物食品加工組合、大島農林産物加工所管理会などの特産品生産施設と直売所を運営する先導的な事業体が活動しています。このような住民自ら取り組む事業（コミュニティ・ビジネス）おこしをさらに活発化し、就労・雇用の場をつくり出していくことが必要です。

コミュニティ・ビジネスとは、住民自らが主体性を持ち、地域の課題に対して、地域資源（労働力、原材料、技術力等）を活用した小規模ビジネスで、有償で行う事業です。こうした事業は、従来の雇用形態にはなじみにくい高齢者、主婦、また、団塊世代等の退職後の就労・雇用の受け皿ともなることが期待できます。

コミュニティ・ビジネスの事業範囲は、暮らしの環境改善、雇用の場の創出、経済的な事業おこしに対応するものであり、地域協働（住民が力を合わせる協働、地域社会を構成する多様な主体の連携と協働）による推進を図る必要があります。

【基本方針】

産業間連携による新規事業の開発や新たなコミュニティ・ビジネスの起業など、新たな産業創造と就労・雇用の場の創出につながる事業おこしへの積極的な支援を進めます。

【施策体系】

1. 新たな事業おこし	【3-3-1】	(1)産業間連携の促進	【3-3-1-1】
		(2)コミュニティ・ビジネスの起業促進	【3-3-1-2】

【施策】

(1)産業間連携の促進

事業おこし活動の推進

産業間の連携、異業種交流を強化するとともに、JA、森林組合、商工会など産業団体間の情報交換を支援し、産業振興や事業おこしに向けての研究開発活動を促進します。()

産業複合型の事業化促進

観光体験プログラムやモノづくり事業など産業複合型の新規事業の開発や起業への支援を進めます。()

特産品販売施設の連携

各特産品販売施設相互の連携とインフォメーション機能の充実を図ります。

(2)コミュニティ・ビジネスの起業促進

コミュニティ・ビジネスの研究支援

新たな産業創出と育成、地域内の就労・雇用に貢献するコミュニティ・ビジネスの起業を促進するため、各種団体、自治会等集落組織、産業団体等におけるコミュニティ・ビジネスについての学習会、話し合い、ワークショップ開催などを通じて、事業おこしの可能性を研究する活動を進めます。()

起業支援の強化

起業講座の開講、既存の事業に体験研修的に参画できるプログラムの実施、事業おこし補助金など、事業おこしを推進する環境を整備します。()

多様な事業組織の育成

事業内容に応じて任意団体、自治会、NPO法人、組合、会社等の事業体など、事業を担う多様な組織形態を育成します。()

2. 就労環境の充実

黄色い網掛けの数値は、22年度国勢調査の結果が24年2月に公表されますので、その後修正します。

【現状と課題】

本町の就業者総数は7,275人（国勢調査・常住地による平成17年）で、減少を続けており、15歳以上人口に占める就業率も、人口の高齢化を背景に低下を続けています。

農業を主とする第一次産業就業者数（249人、3.4%）は急激に減少を続けており、特に就業者の高齢化も進んでいます。第二次産業（2,560人、35.2%）や第三次産業（4,453人、61.2%）の就業者数は、ともに減少していますが、第二次産業の構成比率はやや減少、第三次産業の構成比率は拡大を続けています。

本町は古くから農林業を基幹とし、多くの参詣者が訪れる身延山と下部温泉郷等の観光地があることから商業・サービス業が発展し、さらに近年は造成した工業団地への企業誘致により、雇用の場を拡大してきました。また、町外周辺地域への通勤就労は、広域的な雇用動向にも影響されますが、甲府市と近郊地域への通勤が増えています。

本町の定住促進にとって、就労環境の充実は大きな課題であり、これまで地域産業の振興対策に努めるとともに、関係機関と連携した雇用情報の提供や勤労者福祉など雇用労働対策を進めてきました。今後も、より働きやすい職場環境、福利厚生などの改善などを促進していくとともに、町内での身近な就労・雇用の場の創出に取り組むことが必要です。また、中部横断自動車道の工事が進む中、中部横断自動車道ICへ接続する町内交通網の整備など周辺地域への通勤就労の環境改善も重要な取り組みとなります。

さらに、高齢者層、特に団塊世代等の退職後の就労・雇用の場をつくり出すとともに、女性の就業志向、働く女性の拡大に対応する職場や就労環境、子育て環境の改善が重要です。また、U・J・Iターンを促進するとともに、経験をいかしうる就業や起業及び定住を支援し、地域産業の担い手を育成することが重要です。

【基本方針】

関係機関と連携しながら勤労者が働きやすい職場づくりを促進するとともに、町内企業の安定化、企業等の誘致、通勤環境の整備、また高齢者や女性の就業機会の拡大など、定住促進と連携する就労・雇用の場の充実に努めます。

【施策体系】

2. 就労環境の充実	【3-3-2】	(1)勤労者福祉の充実	【3-3-2-1】
		(2)雇用・就労の安定	【3-3-2-2】

【施策】

(1) 勤労者福祉の充実

勤労者の福利厚生

勤労者が健康で、安心して就労することができるよう、保健・福祉対策の充実や福利厚生施設の利用を促進します。

働きやすい職場づくり

商工会等との連携を図りながら、雇用労働条件の向上や安全な職場環境づくりを促進します。

子育て支援の職場づくり

仕事と子育てが両立できる環境改善を働きかけていきます。

(2) 雇用・就労の安定

雇用情報の提供と技能習得の促進

関係機関と連携し、広域的な求人・雇用情報の提供に努めます。また、職業訓練校等での技能習得の促進や生涯学習での職業人実践講座の開講を進めます。

町内雇用の促進

地域での雇用・就労環境の向上を図るため、企業の経営安定化の支援を進めるとともに、中部横断自動車道の波及効果を見据えた工業・流通業等の企業誘致を推進し、町内雇用の場の充実に努めます。

通勤環境の整備

中部横断自動車道 IC へ接続する町内交通網の整備など周辺地域への通勤就労を利便化する環境改善に努めます。

就業機会の拡充

高齢者や女性、U・J・I ターン者などの経験や技術をいかしうる雇用・就労の場の拡大を促進するとともに、コミュニティ・ビジネス等の起業を支援します。()

第4章 人と文化をはぐくむ（生涯学習・教育・文化）

第1節 まちづくりを支える人づくり

1. 生涯学習の充実

【現状と課題】

本町では、合併して7年が経過し生涯学習推進体制を見直しながら旧町からの伝統を生かした学習事業は継続しています。公民館においても少子高齢化が進み公民館活動が困難な傾向である中、自己啓発や自己充実を目指す人づくりであることを基本に自主自立に向け進めています。

生涯学習施設としては、身延町立図書館、中央公民館、地区公民館（中富総合会館、身延町総合文化会館）、公民館分館（下部3、中富5、身延4）、さらに集落公民館（下部61、中富29、身延39）があり、また、なかとみ青少年自然の里、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館、なかとみ和紙の里、なかとみ現代工芸美術館、歴史民俗資料館、木喰の里微笑館等は地域の特色をいかした生涯学習の拠点となっています。

身延町立図書館では、全てのサービスの基本となる蔵書の充実に努めるとともに、読書活動推進のための各種講座やイベント等の開催、貴重な地域資料のデジタル化と公開（ウェブサイト「身延町地域資料」の開設）、公民館図書室や学校図書館との連携、図書館ボランティアの育成とその活動支援などを通じ、住民の学習活動に寄与しています。今後もこれらの活動を継続させながら、地域や住民にとって役立つ図書館となり得るよう、“地域を支える情報拠点”としての機能強化をさらに図っていくことが必要です。

生涯学習事業については、各種団体が衰退する傾向のなか、あすなる塾型の自主企画講座の浸透に努めています。また、なかとみ青少年自然の里、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館やなかとみ和紙の里、なかとみ現代工芸美術館などの主催講座に加えて、身延山大学と公開講座も共催しています。

公民館分館事業は、各地域の特色をいかした事業を進めていますが、24年度から分館事業は住民による自主管理・自主運営体制になります。旧町ごとの異なる運営体制の中、根付いた伝統や文化を地域住民により伝承し、一人ひとりの知恵と技の宝庫となる地域事業の推進と今後、まちづくりに密接な生涯学習を進めるため、指導者の発掘と養成、学習ボランティアグループの育成、学習情報の整備と提供などを進め、町民の自主的な活動を促進するための支援体制を強化していくことが必要です。

【基本方針】

生涯学習の推進体制と学習拠点を整え、自主活動を促す情報と学習機会の提供の充実を図り、様々な学習成果が地域協働のまちづくり活動の実践に還元されることを目指します。

【施策体系】

1. 生涯学習の充実	【4-1-1】	(1)生涯学習推進体制の強化	【4-1-1-1】
		(2)学習情報の整備・提供	【4-1-1-2】
		(3)学習機能の整備	【4-1-1-3】
		(4)学習施設管理・運営の充実	【4-1-1-4】
		(5)学習活動の支援	【4-1-1-5】

【施策】

(1)生涯学習推進体制の強化

学習指導者等の発掘

指導者の発掘と養成、学習ボランティアグループの育成・支援に努めます。

学習団体への支援

自発的意志により学習活動している団体は生涯学習に不可欠です。これらの団体の活動に可能な範囲において支援を行います。

(2)学習情報の整備・提供

学習情報の整備

各種地域資料の保存、集積を進め、資料のデジタル化による学習教材化など、学習活動への活用を図ります。

学習情報の提供

身近なところで生涯学習に取り組めるように、公民館、町内の学習団体及び個人に学習機会や学習指導者等の情報提供に努めます。

(3)学習機能の整備

学習施設の機能充実

町民相互及び町外との交流拠点として、また、多様な学習の場として生涯学習施設、公民館施設等の機能充実を進めるとともに、施設間のネットワーク体制の充実を進めます。

図書館機能の充実

町の情報拠点となる身延町立図書館の機能整備を進めるとともに、職員の資質向上、公民館図書室や学校図書館等とのネットワーク化の推進などを図りつつ、図書館サービスの内容とその提供体制を充実します。

施設開放及び利用の利便化

学校教育施設の地域開放を進めるとともに、地域情報化と連携した施設利用などの予約システムを導入します。

(4) 学習施設管理・運営の充実

学習施設管理体制の充実

公民館分館の自主運営化を促進するとともに、生涯学習施設の目的に応じて、運営管理体制の最適化に取り組みます。

(5) 学習活動の支援

学習機会の提供

だれもが興味と必要性に応じた学習プログラムに参加できるよう各種の学習事業を開催し、生涯学習への意識高揚を図ります。また、長年培った優れた経験・知識・技術等の成果をいかし、身近な講師が企画した自主企画講座を設定し、あらゆる学習機会が提供できるよう努めます。

地域資源をいかす学習

なかとみ青少年自然の里、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館、なかとみ和紙の里、なかとみ現代工芸美術館等を町民の生涯学習拠点として効果的に活用するとともに、これら施設や地域資源を教材とする学習プログラムの企画を進めます。

2. スポーツの振興

【現状と課題】

本町の社会体育施設は、体育館、グラウンド、野球場、学校施設（グラウンド、体育館）、テニスコート、弓道場、武道場、ゲートボール場など 32 施設が各地区に点在し、各施設ごとの利用者による自主管理を基本とした管理運営体制にありますが、施設全体の管理運営面の統一が必要となっています。

体育協会専門部の競技スポーツをはじめ、スポーツ推進員の企画によるスポーツ教室、イベント開催などにより生涯スポーツの普及に努めています。

また、スポーツ少年団 13 団、クラブチーム（中学生）1 チームも独自の活動を展開し、青少年のスポーツ活動も盛んに行われています。

今後も、生涯にわたってスポーツを楽しみ、生きがいづくりや健康づくり、また、住民相互の交流にいかしていくことができる環境を整えることが重要です。そのため、競技スポーツに加えて、老若男女を問わずだれもが取り組める軽スポーツの導入を進め、様々なスポーツを自由に選択できる場の提供を目指し、総合型地域スポーツクラブの育成など、活動の場づくりを検討していく必要があります。さらに、指導者の確保をはじめ、体育協会専門部や各団体による教室開催などを通じたスポーツ活動への参画推進を支援していく必要があります。

【基本方針】

スポーツ施設の維持管理・整備と有効利用を進めるとともに、軽スポーツの普及や地域スポーツ組織の育成を支援し、生涯にわたる健康づくりのためにスポーツを楽しむことができる環境整備に努めます。

【施策体系】

2. スポーツの振興	【4-1-2】	(1) スポーツ施設の活用	【4-1-2-1】
		(2) スポーツ指導者の育成・確保	【4-1-2-2】
		(3) スポーツ活動への支援	【4-1-2-3】

【施策】

(1) スポーツ施設の活用

スポーツ施設等の充実

社会体育施設の維持管理と補修、夜間照明施設等の有効活用を進めます。また、各施設の管理運営の充実と効率化を図ります。

予約システムの検討

情報ネットワークによる施設利用などの予約システムを研究します。

(2) スポーツ指導者の育成・確保

指導者の育成

スポーツ推進員の育成を図るとともに、各種の指導者の育成や資質の向上を進めます。

指導者の確保

各種スポーツ・レクリエーション指導者について幅広い人材を確保するスポーツ指導者バンクの推進に取り組みます。

(3) スポーツ活動への支援

スポーツ教室の開催促進

生涯スポーツ振興のため各地域における各種スポーツ教室の開催を支援し、軽スポーツなどの普及を促進します。

競技スポーツの振興

体育協会の育成を図り、各種競技の指導レベルの向上、各種大会への出場奨励や大会誘致を進め、競技スポーツの振興に努めます。

スポーツ少年団等への支援推進

町内においてそれぞれ独自に活動しているスポーツ少年団やクラブチーム（中学生）に対し、その育成を図り、支援していきます。

総合型地域スポーツクラブの育成

だれもが生涯を通じてスポーツを楽しみ、健康づくりを進める生涯スポーツ活動の実現に向け、各年代層のスポーツ活動を普及する総合型地域スポーツクラブの育成を進め、活動を支援します。

第 2 節 明日を担う人づくり

1 . 学校教育の充実

【現状と課題】

本町では、児童生徒の減少に伴い、小中学校の小規模化・過小規模化が急激に進行し、学校運営や教育活動などに様々な課題を生じさせていることから、小中学校の適正規模・適正配置等を確立するべきものと考え、平成 19 年 5 月には身延町立小中学校適正配置審議会を設置し、平成 20 年 8 月 22 日に教育委員会に対して答申がされました。教育委員会では、この答申の趣旨に沿い本町の現状を認識したうえで、学校統合計画・前期計画を策定し、学校統合に取り組んできました。

その取り組みの結果、平成 22 年度までに、学校統合により 2 校が閉校となり、さらに平成 23 年度中には 1 校が閉校予定であり、平成 24 年度当初には小学校 7 校、中学校 4 校の体制になる予定です。しかしながら、児童・生徒数の減少が今後も続くことが予測されており、小中学校の適正規模・適正配置、学区の再編についてはさらに推進しなければならない状況になっています。

町では、学校教育内容の充実に努め、学校司書配置による読書教育、英語指導助手による英語教育、学校農園での稲作や野菜、シイタケ栽培、先人の知恵に学ぶ体験教育などを各学校で進めています。

なお、教職員研修は、教科別研究会や問題別研究会などによる研修を進めていますが、さらに 12 校の学校体制の中で教師間の連携や交流、現代的な課題に対する指導力の強化、向上などが求められています。

近年、児童生徒の基礎学力の向上が求められており、学力向上に資する教育指導の方策などを研究していくことが必要です。また、より広い課題として、生きる力の育成が問われていますが、このため、生徒指導や教育相談の充実、障害のある児童生徒に対応する特別支援教育の推進など、きめ細やかな教育指導の充実が必要です。

学校給食は、中富地区・身延地区はセンター方式で、下部地区は親子方式（調理場を持つ学校が「親」、持たない学校が「子」）で行っていますが、設備面で老朽化が進んでいる状況です。学校給食の充実を図るため、食材の地産地消などを推進するとともに、小中学校の適正配置の方向に応じた施設整備を検討する必要があります。

また、児童生徒の体力低下傾向が心配されていますが、子どもたちの健全な心と身体を培うため、野菜作り等の農業体験などを通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させる食育を推進することが重要になっています。

【基本方針】

学校規模の適正化や学区の見直しを進めながら、学校施設・設備の計画的な整備を図ります。また、学校運営への地域住民の参加や地域教育資源の積極的活用など、家庭・地域・学校が協働して子どもたちをはぐくむ環境づくりを強化します。

児童生徒の個性を尊重した教育、社会の変化、地域課題などに対応した教育を推進するほか、確かな学力の向上と生きる力の育成、豊かな人間性をはぐくむ教育を進め、心身ともに健康な子ども達を育てます。

【施策体系】

1. 学校教育の充実	【4-2-1】	(1) 学校教育環境の整備	【4-2-1-1】
		(2) 学校教育内容の充実	【4-2-1-2】
		(3) 健康な児童生徒の育成	【4-2-1-3】

【施策】

(1) 学校教育環境の整備

各学校における適正配置の推進

町立小中学校統合計画・前期計画推進過程での意見や審議会答申等踏まえ、早期に後期計画を策定し、小中学校における児童生徒の適正配置を推進します。

学校の安全の強化

不審者の侵入対策や快適で安心・安全な教育環境を確保します。

教育環境の充実

教材備品の改善、学校図書館の充実、校外学習施設の有効利用などを図り、教育環境の充実を進めます。

教職員の指導力の向上

教科別・問題別研修会、交流研修、現代的な課題に対応する授業指導力の向上のための研修や教職員としての基本を強化する研修等の実施により、教職員の資質や指導力の向上を図ります。

地域と連携する学校運営の確立

学校評議員制度の充実、地域の人材や地域資源を活用した体験学習や職場体験などを通じて、学校運営への地域住民の参画を進めるとともに、家庭・地域・学校の連携を一層強化し、地域ぐるみで子どもたちをはぐくむ環境づくりを進めます。

スクールバス運行の充実

各学校や地域の実情に応じて、児童生徒が最も利用しやすい、安全なスクールバス運行の充実に努めるとともに、地域における効率的な利用の在り方につ

いて検討します。

学校給食施設の整備

学校統廃合の計画に対応した学校給食施設の整備を図ります。

(2) 学校教育内容の充実

基礎学力の向上

基礎・基本の確実な理解を図り、確かな学力の向上のための指導方法を研究します。

体験的地域学習の展開

地域環境や地域資源を教材に、地域の人材を活用した郷土学習、産業等の体験学習を充実し、自ら調べ、発表し、討議する活動、問題解決的な学習を重視し、自ら学び考える力などの生きる力の育成を進めます。

新たな教育課題への対応

英語指導助手の活用による英語教育や外国語活動の充実、情報活用能力を育成する情報教育、環境教育、福祉教育など、現代的な課題に対応した教育を推進します。

高度情報化の活用

情報技術を活用した学校間や遠隔地との交流や都市部等との学校間交流を進めます。

障害児等教育の充実

特別支援教育支援員の配置により、学習障害、注意欠陥多動性障害など障害のある児童生徒一人ひとりに対して、持てる力を高め、生活や学習上の困難の改善を目指した適切な教育的支援を進めます。

(3) 健康な児童・生徒の育成

いのちの大切さを教える取り組み

家庭・地域・学校が連携しながら、一人ひとりが自分自身を大切にするとともに、他者への思いやりやいのちを大切にすると児童・生徒の育成に努めます。

相談体制の充実

スクールカウンセラーの配置等により、教育相談活動を充実し、児童生徒への対応を強化します。

健康管理の強化

健康管理と体育・健康教育を充実し、心身ともに健康な児童生徒を育成します。

食育の推進

地産地消の推進による安全・安心な食材の確保、伝統食などを取り入れた給食内容の充実、また、学校・家庭・地域の連携を図りながら子どもの時から望ましい食習慣を身に付ける食育を推進します。

2 . 青少年の育成

【現状と課題】

家庭、地域の教育力の低下や連帯感の希薄化などが進んでいる中、青少年が心身ともに健全に成長していくことができる環境づくりや家庭・地域・学校がそれぞれ機能を発揮しつつ緊密に連携して青少年の健全育成に取り組むことが求められています。

青少年育成身延町民会議では、町民総参加のもと、総会や青少年健全育成身延町推進大会などを通じて町民意識の高揚を図り、町内一斉地域環境美化活動などの地域活動への参画、子どもクラブ親睦グラウンドゴルフ大会など交流機会の拡大にも取り組んでいます。また、旧町単位に各支部組織を設置して、各育成会・子どもクラブにおいて地域に根付いた特色ある事業を主体的に進めています。

少子化が進む中で、育成会・子どもクラブ活動が困難になってきている状況もあり、活動組織の再編成、公民館活動やコミュニティ活動との一体化などを検討する必要があります。

さらに、本町の恵まれた自然環境や歴史文化資源を青少年育成活動に効果的に活用していくことが必要です。特に、なかとみ青少年自然の里で行われている青少年育成の様々な体験学習メニューや季節に応じた体験教室をはじめ、本町が保有している多様な資源を教材にいかした取り組みを広く展開することが求められます。

今後も青少年の非行防止活動や相談体制の充実、親子での地域活動への参画、異世代交流や町外との交流活動、健全な地域環境づくりを継続的に進めていく必要があります。

【基本方針】

次代を担う青少年を地域ぐるみで育てていく体制を整え、ボランティア活動など地域活動と連携した育成活動を促進し、青少年の社会参加を進めます。

【施策体系】

2 . 青少年の育成	【4-2-2】	(1)青少年育成推進体制の強化	【4-2-2-1】
		(2)青少年育成活動の推進	【4-2-2-2】

【施策】

(1) 青少年育成推進体制の強化

青少年育成組織の強化

家庭・地域・学校等の連携、子育て支援対策との連携など、青少年の健全育成を図るための総合的な施策を効果的に推進するため、青少年育成身延町民会議の取り組みを強化します。

相談体制の充実

小中学校、高校との情報共有、民生委員・児童委員や関係機関等と連携し、教育や学校生活相談など青少年相談体制を充実し、問題の早期発見、対応に努めます。

青少年育成団体の活性化

青少年育成活動を円滑に推進するため、育成会・子どもクラブ活動組織の再編成を検討していきます。

(2) 青少年育成活動の推進

社会参加・交流機会の拡充

育成会・子どもクラブ活動を支援するとともに、青少年の自立心を育て、社会性を養うボランティア活動など社会参加を促進します。また、コミュニティ活動や公民館活動との連携、三世代交流、親と子・家族が一緒に参加する活動を促進します。

地域環境の浄化

有害な環境の浄化活動、声かけ運動、夜間パトロールなど、地域ぐるみで青少年の非行防止に努めます。

体験活動の拡充

本町が保有している多様な自然や歴史文化資源を活用して、学校教育と連携しながら、本町ならではの青少年期における体験活動をつくり出していきます。

第3節 地域文化をはぐくむ

1. 文化活動の展開

【現状と課題】

本町では、身延町総合文化会館が文化事業の中核拠点となっており、コンサート及び講演会、映画上映会などの主催事業と貸館事業を実施し、21年度からは、身延町総合文化祭を開催しています。また、各地域の文化活動の拠点としては、地区公民館が利用されています。

郷土の歴史文化を継承するなかとみ和紙の里、なかとみ現代工芸美術館、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館などでは、企画展や文化講座、体験学習イベントなどの文化事業を実施しています。

今後も、こうした文化施設については、地域のニーズに対応するとともに、独自性と継続性のある運営を図るため、文化事業を支えるサポーター及びボランティアスタッフ体制、施設管理・運営の在り方等を検証し、改善を図って行きます。これまでも、町民が優れた文化芸術に触れる機会を提供するとともに、文化協会の活動を支援し、文化祭や展示会の開催など文化活動への町民参加と文化交流を促進してきました。また、住民の自主的な活動を強化し地域活性化を促進してきました。

心の豊さを求める志向が高まる中で、町民がより充実した文化芸術を楽しめる機会や場づくりを進め、町内外の交流を深めていくことが必要です。今後とも文化団体の自主活動や指導者の育成に努めるとともに、多様な文化情報の提供や文化施設相互の情報ネットワーク化を推進します。また、地域文化活動と交流の促進や観光誘客などと連携し、これからも地域活性化とのつながりを深めていくことが重要です。

【基本方針】

芸術文化の振興体制を充実し、活動を活発化するとともに、芸術文化事業への町民参画、芸術文化を通じた幅広い交流活動を促進します。

【施策体系】

1. 文化活動の展開	【4-3-1】	(1)文化振興体制の充実	【4-3-1-1】
		(2)芸術文化活動の推進	【4-3-1-2】

【施策】

(1)文化振興体制の充実

活動団体の育成

身延町文化協会及び各種文化団体・グループの育成、相互の交流、指導者の育成など、活動団体の育成を図ります。

文化施設の整備

文化施設の機能整備を進めていきます。

文化施設管理の強化

文化施設の管理について、指定管理者制度の導入検討も含め事業充実など管理運営体制の強化と効率化を進めます。

文化による情報発信

観光・交流等と連携した文化イベントや施設の情報発信を強化します。

(2)芸術文化活動の推進

鑑賞・発表機会の充実

優れた芸術文化に触れ、体験し、交流する機会の充実を図るとともに、文化祭、芸術企画展など文化団体・グループの活動の発表機会を充実します。

文化事業の推進

文化講演会の開催や総合文化会館、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館等の自主事業を推進します。

文化芸術サポーターの育成

芸術文化事業の企画段階からの町民参画を図るとともに、事業実施を支えるサポーター及びボランティアスタッフの育成を進めます。

博物館ネットワークとの連携

県のハブ博物館ネットワークと連携した企画展示やイベントを推進します。

地域文化活動の支援

句碑の里を育てる会など地域づくり団体との連携を深め、地域に根ざした文化活動を支援していきます。

文化観光づくり

観光ツアー企画と文化事業を組み合わせるなど、文化観光づくりを進めます。

2. 歴史と文化遺産の継承

【現状と課題】

本町は、甲斐と駿河を結ぶ身延道（河内路・駿州往還）の中心として古くより開け、13の国指定文化財をはじめ多くの歴史文化遺産に恵まれた特色ある固有の歴史と伝統文化を誇る地域です。

身延山久遠寺は日蓮宗の総本山として多くの人々の信仰を集め、年間を通じて全国各地から数多くの参拝者や観光客などが訪れています。身延山には、古来からの伝統行事をはじめ身延山宝物館の文化財、日蓮聖人草庵跡、総門、三門等の建築物、周辺の宿坊・古刹など、貴重な歴史文化遺産が継承されています。また、身延山はしだれ桜の名所であり、復元された五重塔やゆばに代表される精進料理なども含め、国際的な歴史文化遺産としての価値を有しています。

このほかに、国指定史跡である中山金山遺跡は、戦国時代の鉱山技術を伝える貴重な遺跡です。甲斐黄金村・湯之奥金山博物館では、その出土品や歴史事実を紹介するとともに、金山史研究書の刊行、企画展や公開講座などを開催しており、本町の歴史文化を発信する拠点として全国的にも高い評価を受けています。また、砂金採り体験やイベントの開催など、特色ある観光拠点となっています。

西嶋和紙の活性化拠点であるなかとみ和紙の里は、紙漉き体験施設での各地の小中学生の卒業証書づくりなどが行われています。今後も伝統技法を受け継ぐため後継者育成に努めるとともに、観光・交流との連携強化など、更なる利用促進が必要です。

これらのほか、本遠寺、門西家住宅、旧市川家住宅などの建造物、寺社が所蔵する美術工芸品、南部氏や穴山氏の史跡、富士山世界文化遺産登録の構成資産候補である本栖湖、オハツキイチョウやブッポウソウに代表される天然記念物、西島の神楽、下山甚句などの無形民俗文化財と多様な文化財を保有しています。また、木喰の里微笑館、歴史民俗資料館があり、さらに下山大工の系譜など本町を彩る歴史文化資源があります。

これらの多様な歴史文化遺産を町民共有の財産として大切に保護し、次世代に継承するとともに、学校教育や生涯学習における郷土学習への活用を図り、郷土に対する理解を深めていくことが重要です。また、観光・交流の振興への活用を進め、歴史と文化を感じることができるまちづくりに取り組むことが必要です。

【基本方針】

本町固有の貴重な歴史文化遺産の調査と適切な保護・保全、継承に努め、町の誇りとしての情報発信と有効活用を図ります。

【施策体系】

2. 歴史と文化遺産の継承	【4-3-2】	(1)文化財の保護と活用	【4-3-2-1】
		(2)地域文化の継承と育成	【4-3-2-2】

【施策】

(1)文化財の保護と活用

文化財調査・保護活動の促進

歴史文化遺産の調査研究、指定文化財の保護・保全対策、文化財指定と公開を進めるとともに、地域住民による保護活動を促進します。

文化財の活用

文化財等の紹介冊子やマップの作成、分かりやすい誘導案内標識の設置を図り、フィールドミュージアム^{*}機能整備の一環となる身延道ウォーキングコースづくりを進めます。

専門的人材の確保

文化財保護等の専門的人材の確保や文化財保護審議会の活動の促進を図ります。

(2)地域文化の継承と育成

郷土芸能等の伝承

郷土芸能や伝統技術等の伝承育成のための支援を進めます。

伝統文化の掘り起こし

地域コミュニティ活動と連携した伝統行事や伝統食など地域固有の伝統文化の掘り起こしと継承を支援します。

文化をいかした地域づくり

本町の歴史文化遺産を活用する学習教室などの開催、県のハブ博物館ネットワークと連携したイベント・体験事業を推進し、町民の郷土学習の場を拡大するとともに、町外からの誘客を図ります。

人材の育成

身延道歴史文化ガイドなどの人材育成を図り、郷土学習や観光への利用を促進します。

歴史文化資料の蓄積・情報提供

古文書など歴史文化資料のデジタル化とウェブサイトによる情報提供を進めます。

有形民俗資料の収集・保存

民具など有形民俗資料の収集を進めながら、展示・保管方法を検討していきます。

第5章 協働のまちづくりを進める（交流・協働・行財政）

第1節 多様な交流の力をいかす

1. 町内外の交流の展開

【現状と課題】

本町では、合併後も住民や各種団体の交流、情報の交流と相互理解を促進することに努めてきました。町民や各種団体などが多様に交流する機会と場を拡大し、相互の親睦を図り、町民の一体感を醸成し、町民の力を結集していく必要があります。

町外の地域との交流においては、鴨川市と姉妹都市協定の締結がされており、教育・文化・産業等の交流を継続してきました。また、かつてこの地を治め、やがて東北の地に移り住み南部藩を興した南部氏とのゆかりから、青森、岩手、山梨3県の関係9市町で平成・南部藩として交流を通したまちづくりも行われてきました。

八重瀬町とは、青少年の交互訪問が行われてきました。

林道豊岡梅ヶ島線で繋がる静岡県静岡市とは、地元住民を中心とした実行委員会によるイベント開催を通じて地域興しと交流を続けています。

今後はこれまでの交流を見直しながら、交流目的を明確化し、まちづくりに有効な交流を進め、交流地域相互の活性化に結び付けていく必要があります。

本町は身延山や下部温泉などに多くの観光客が訪れる観光のまちであり、観光客との様々な交流もなされています。青垣倶楽部（古関）や句碑の里を育てる会（中富）のような地域住民自らの工夫による都市住民との交流活動を推進しているグループもありますが、さらに交流を力にする地域活性化への取り組みが必要です。近年、キャノンマーケティングジャパンやパナソニックといった国内大企業がCSR（企業の社会的責任）の一貫として実施している、町内住民と都市住民の農業体験交流なども広がりを見せています。

また、身延町の特産品をお送りする「みのぶふるさと便」へ申し込み頂いた方々との交流会を開催し、身延町の魅力を理解していただくと共に親睦を深めています。

このような多様な交流を通じて、町民の結集力に町外の人々の力を加えて、まちづくりを推進する力を増強していくことが重要です。特に、交流の展開は、観光振興につながり、地域を訪れる人々を拡大し、観光関連事業の振興、域内消費の拡大につながります。また、交流を通じて本町を広くPR・情報発信することができるとともに、地場産品の販路拡大や田舎暮らしを求める人々の定住も期待できます。

今後とも、町内の関係組織の育成等を図りながら地域活性化に効果的な交流活動を進め、様々な分野において、本町のまちづくりを町外から応援してくれる人たちとなるパートナーを増やしていくことが必要です。

【基本方針】

町民相互の交流と相互理解を深め、一体感を醸成するとともに、本町の特性をいかして地域活性化に効果的な多様な地域間交流活動を進め、まちづくりを応援してくれるパートナーを増やしていくなど、交流を力にするまちづくりを強化します。

【施策体系】

1. 町内外の交流の展開	【5-1-1】	(1) 町民相互の交流の推進	【5-1-1-1】
		(2) 町外との交流活動の推進	【5-1-1-2】
		(3) 町内外への情報発信の強化	【5-1-1-3】

【施策】

(1) 町民相互の交流の推進

町民の一体感の醸成

町民相互の親睦と融和を図るため、町民交流イベントの開催、各種団体等の交流と相互理解を深める機会を拡大し、町民の一体感の醸成に努めます。

我が町を知る機会の充実

我が町を学ぶ再発見講座の開講を進めるとともに、町内各地区の様々な地域活動の紹介など情報提供を強化し、我が町を知る機会を充実します。

(2) 町外との交流活動の推進

町の資源をいかした交流の推進

身延ふるさと便や大豆オーナー制度の組み合わせなどを通じた交流事業を推進するとともに、町出身者との交流を深める機会を充実します。

交流活動組織の検討

静岡市・身延町交流イベント実行委員会等の交流活動組織への支援により、教育文化、スポーツ、産業など交流分野の拡大に努めます。

全国各地で活躍している身延町出身、身延にゆかりの深い人たちの情報を集め、ふるさと交流会の開催、ふるさと大使の委嘱など、まちづくりに有益な情報を収集したり、助言を得ていく仕組みを検討します。

自主的な交流活動の促進

空き家や遊休農地の活用につながる交流活動など、地域活性化に取り組む住民の自主的な交流活動を促進し、支援します。()

姉妹都市交流等の推進

平成 20 年度に締結した千葉県鴨川市との姉妹都市協定に基づき、市町相互の活性化やまちづくりに有効な交流を推進します。

(3) 町内外への情報発信の強化

様々な機関や媒体の活用

田舎暮らしやふるさと志向に対応する全国的な組織と連携した情報提供、観光情報の発信との連携など、様々な機関や媒体を活用した情報提供を進め、町からの情報発信機能を強化し、効果的なイメージアップ、PRを進めます。()

リアルタイムな情報発信

地域ポータルサイトの創設と連携し、ホームページやブログ(身延 Life)等で各種の情報発信を行うと共に、町内ブロガーの参画を得て、身延町からのリアルタイムな情報発信を強化します。

町内観光関連施設との連携

町内に点在する「なかとみ和紙の里」、「道の駅しもべ」、「ゆばの里」などの観光関連施設と連携し、施設に立ち寄った観光客に情報提供していきます。

2 . 国際交流の展開

【現状と課題】

学校教育では、外国青年招致事業（JETプログラム）により、現在2名、また、県内在住外国人3名を加えた計5名が中学校・小学校で語学指導などを行っています。また、なかとみ青少年自然の里を利用する在日外国人学校の児童・生徒と町内小中学校児童・生徒との交流が行われています。

今後とも、学校における国際理解や英語教育、国際交流機会の充実を図るとともに、町民対象の英語講座の開講など、広く外国人と町民との交流機会を拡大していく必要があります。

近年、本町にも外国人観光客が見られるとともに、工業団地従業員等の外国人登録者が増加してきており、国際理解を深めながら、国際化に対応したまちづくりを強めていくことが必要です。

【基本方針】

国際理解を深めるとともに、海外との交流、来訪する外国人、在住する外国人との交流を進めるとともに、国際化対応の地域環境を整備します。

【施策体系】

2 . 国際交流の展開	【5-1-2】	(1)国際交流の推進	【5-1-2-1】
		(2)国際化対応の地域環境の整備	【5-1-2-2】

【施策】

(1)国際交流の推進

国際化の啓発

町民に広く国際化を啓発し、国際的な視野と知識を広げるため、生涯学習と連携した講座の開設を進めます。

国際交流活動組織の育成支援

国際交流を推進するため、住民主体の国際交流組織の育成支援を進めます。

児童生徒の交流機会の確保

本町の豊かな自然をいかしたなかとみ青少年自然の里などの体験型学習施設の在日外国人学校の利用促進と合わせて、町内小中学校児童・生徒との交流活動を促進します。

英語教育の充実

学校教育における国際理解・英語教育の充実を図ります。

(2)国際化対応の地域環境の整備

外国人が暮らしやすい環境整備

町内に在住する外国人の生活実態把握に努めながら、外国人対応の行政サービスの在り方を検討し、暮らしやすい環境整備に努めていきます。

在住外国人と町民の交流機会を充実します。

国際化対応の観光地づくり

外国人観光客に分かりやすい観光ガイド、外国語併記のサインや案内板の整備、外国人誘客のための観光商品開発など、関係組織や町民の理解と協力を得ながら国際化対応の観光地づくりを進めます。

3 . 定住の促進

【現状と課題】

本町は、高齢化と少子化が進む過疎の地域構造下であり、今後も少子化・高齢化が進行し、人口の減少は避けられない状況が見通されます。このような中で人口減少に歯止めをかけることは容易なことではありませんが、定住促進のための様々な分野での対策を継続的に積み上げ、人口減少幅を着実に縮小し、定住人口を確保していくことが重要です。

そのためには先ず、町内の若者が結婚相手を見つけ、結婚し家庭を築くことが大切です。また、定住できる環境整備、特に若者定住を拡大する住宅建設・宅地供給や子育て世代への医療・教育環境の整備と支援の充実、高齢者が安心して暮らせる環境への着実な改善、そして、地域産業の振興と新たな事業おこしの促進による就労・雇用の場の拡大が必要です。さらに、周辺地域への通勤就労環境の整備による雇用・就労の場の創出など、住みたい人が住み続けられるための定住環境の様々な改善を重点的に進めなければなりません。

また、青垣倶楽部の取り組みに見られるような空き家や空き公共施設、遊休農地等の活用による交流活動を推進しながら、着実に身延ファンをつくり出し、定住につなげていくことも必要です。そのため、U・J・Iタ - ン情報の提供を強化するとともに、定住者の受け入れ環境を整えていくことが必要です。

【基本方針】

定住人口を確保するため、様々な分野での取り組みの総合力を発揮して、住みたい人が住み続けられるよう定住環境の改善に重点的に取り組みます。また、U・J・Iタ - ンを促進し、居住・定住者を増やします。

【施策体系】

3 . 定住の促進	【5-1-3】	(1)様々な分野での定住促進対策の推進	【5-1-3-1】
		(2)U・J・Iタ - ンの促進	【5-1-3-2】
		(3)受け入れ環境の整備	【5-1-3-3】

【施策】

(1) 様々な分野での定住促進対策の推進

暮らしの環境改善の重点

産婦人科、小児科の整備検討、子育て支援対策や学校教育の充実など、子育て世代が定住できる環境改善を進めます。

若者向け住宅の建設・宅地供給の円滑化など、若者層が住み続けられる環境改善を進めます。

住宅改築や持ち家確保等への支援、特に若者世帯向け低価格住宅など定住促進に向けた新たな優遇・支援策の検討を進めます。

福祉と生活支援、生きがい対策など、高齢者が安心して暮らせる環境改善を進めます。

町内結婚適齢期の若者に生涯の伴侶を見つけてもらうため、出会いの場の提供を進めます。

就労・雇用の創出の重点

農業・林業、商工業、観光関連業の従事者の主体的な振興策への取り組みを促進し、地域経済の着実な発展と町内での雇用・就労環境の改善を進めます。

中部横断自動車道の早期完成を目指すと共に、幹線道路の雨量規制の着実な改善を促進し、周辺地域への通勤就労環境の整備を進めます。

産業間連携による事業おこし、コミュニティ・ビジネスの起業の促進を図るとともに、事業組織の育成に努めるなど、就労・雇用の創出を積み重ねていきます。()

(2) U・J・Iターンの促進

U・J・Iターンに関する情報提供の強化

田舎暮らしを求める志向の高まりに対応し、本町を訪れる交流企画の実施や全国的な情報提供機関と連携して、U・J・Iターン希望者に対する住まい情報、求人情報など、定住に関する情報提供を強化します。()

本町の出身者等との交流を通じて、ふるさと回帰を促進するため、各種情報提供を強化します。()

(3) 受け入れ環境の整備

定住者への支援

田舎暮らし情報の提供と合わせて町民有志による定住促進組織の設立と活動を支援します。()

空き家の利活用を含めた住宅、町内での雇用・就労情報の提供など、定住への多面的な支援を検討しながら、定住の促進に努めます。()

起業や就業の支援

定住者の経験をいかして取り組むコミュニティ・ビジネスの起業など新たな事業おこし、新規就農などを支援します。()

第2節 住民が主体となる

1. コミュニティ活動の展開

【現状と課題】

本町の基礎的な自治（コミュニティ）活動の単位は、概ね集落に相当する行政区（153区）に相当し、各種の地域活動の単位となっています。組や区などの自治組織の行政に対する役割、組織系統、組織の運営方法、組織の呼称等については、旧町それぞれに相違があり、平成18年度からは、「身延町区長及び組長設置等に関する規則」を施行して機能の明確化や組織系統の統一を進めています。

また、公民館組織は、中央公民館を中核として、旧町単位に3地区館が、地区館のもとには分館が、さらにその下には概ね行政区単位に集落館が配置され、自治活動と連動した公民館活動が行われています。

近年は、高齢化と人口減少、就業構造の変化などを背景に、連帯感や共同意識の希薄化、地域活動の衰退が見られ、自治組織運営の大きな課題となっています。特に、山間地の集落では過疎と高齢者世帯の増加が著しく、空き家も増えて集落コミュニティ機能の維持ができなくなりつつあるところもあり、集落及び自治活動組織の再編も検討していく必要があります。

集落コミュニティは、住民自治と地域協働における基礎的な活動組織であり、今後の住民自治の強化と地域協働のまちづくりを推進していくために不可欠な活動組織です。そのため、住民自治組織としての機能が発揮される仕組みと全町的なコミュニティ組織体制の再構築を検討していく必要があります。

【基本方針】

集落コミュニティ活動組織の育成と活動を支援するとともに、住民自治意識を高め、地域協働のまちづくりを推進していくため、住民自治組織としての機能が発揮される全町的な仕組みを強化します。

【施策体系】

1. コミュニティ活動の展開	【5-2-1】	(1) コミュニティ組織の育成	【5-2-1-1】
		(2) コミュニティ活動の活性化	【5-2-1-2】

【施策】

(1) コミュニティ組織の育成

集落コミュニティ組織の育成

集落（行政区）における組織機能の明確化を進めるとともに、集落機能の低下などに対処するコミュニティ組織の再編を進め、住民自治と地域協働のまちづくりの基礎をなす集落コミュニティ組織の育成に努めます。

公民館分館組織の充実

集落コミュニティ相互の連携活動などの推進母体となる公民館分館単位の事業運営組織の充実、強化を進めます。

(2) コミュニティ活動の活性化

拠点施設の整備と自主運営化

公民館分館、地区公民館などのコミュニティ活動の拠点施設の整備及び集落公民館整備の支援を進めるとともに、公民館分館及び地区公民館事業の地域による自主運営化を促進します。

コミュニティプラザ機能の強化

各支所施設及び周辺における既存施設等を活用し、地域活動の支援を図るコミュニティプラザ機能の強化を進めます。

まちづくりを担う人材の発掘と育成

住民の主体的なまちづくり参画意識の普及を図りながら、生涯学習の展開と密接に連携して、各種まちづくり情報の提供や住民自治とコミュニティ活動などについての学習講座や研修会の開催を進め、まちづくりを担う人材の発掘と育成を強化します。

地域課題に取り組む活動への支援

町内における地域内分権を促進するため、地域住民自らが、創意工夫をもって地域課題の解消に取り組む住民自治活動、地域協働活動に対する財政面での支援を検討します。

2 . 男女共同参画

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現は、我が国における重要な課題の一つとなっています。男女共同参画社会づくりのため、様々な取り組みが進められていますが、家庭、地域、職場等において、依然として男女の格差が私たちの意識や生活習慣の中に存在しています。

本町では、男女共同参画プラン（「みのぶヒューマンプラン」）を定め、男女がお互いの人権を尊重し、それぞれの能力を發揮できる地域社会づくりへの行動目標を定めています。

今後は、様々な機会を捉え、性別役割分担意識の是正を働きかけるとともに、男女共同参画を基本とする学習と啓発機会の拡充、政策決定における女性の登用などに力を注ぐことが大切です。また、育児・介護支援の充実や就業機会の拡大などを通じ、「女性の社会参加」・「男性の家庭参加」がしやすい環境づくりを進める必要があります。

女性が中心となって活動を進めている組織としては、食生活改善推進員会、愛育会、交通安全母の会、消費生活研究会などがありますが、女性の社会参画の核となる推進組織として位置付け、一層の支援を進めることが必要です。

また、各種行政委員への女性の登用を推進し、きめ細やかな感性と実行力を活かしていくことが大切です。

【基本方針】

男女がお互いの人権を尊重し、それぞれの個性と能力を發揮できる男女共同参画社会を目指し、意識改革を進めるとともに推進体制を整備し、女性の力が發揮される場づくりと活動を促進します。

【施策体系】

2 . 男女共同参画	【5-2-2】	(1)男女共同参画意識の浸透	【5-2-2-1】
		(2)男女共同参画の環境整備	【5-2-2-2】

【施策】

(1) 男女共同参画意識の浸透

推進体制の整備

男女共同参画プラン（「みのぶヒューマンプラン」）の実践を推進するため、推進本部、町民による推進委員会を設置し、総合的な施策を進めます。

意識改革への啓発

講演会やフォーラム等を通じて、家庭、地域、職場等における性別役割分担意識の是正など共同参画社会実現への意識の変革、啓発に努めます。

生涯学習や公民館活動、学校教育における男女平等教育を推進します。

現在社会問題となっている DV^{*}（ドメスティックバイオレンス）に関する情報を提供し、DVへの認識を高めます。

(2) 男女共同参画の環境整備

女性の参画の場の拡大

まちづくり懇話会やコミュニティ活動などへの女性の参画を促進するとともに、政策決定の場への参画、各種審議会等への女性の登用を進め、男女共同参画を促進します。

女性組織のネットワークづくりとリーダー等の人材育成を推進し、女性自ら力を付けていく活動を支援します。

就労環境の整備

就労のための条件整備、女性の多様な働き方への支援を進め、男女が共に助け合い、平等に働ける環境づくりに努めます。

「次世代育成支援対策行動計画（みのぶ子育て応援プラン）」に基づき、女性が働き続けられるための子育て環境、保育サービス、学童保育などの充実を図ります。

女性の能力をいかす特産品販売など、起業講座を開講するなど、女性のビジネス意欲を高め、起業を促進します。（ ）

3. 住民と行政との情報交流

【現状と課題】

住民自治の強化と地域協働のまちづくりを進めるためには、住民のまちづくりへの関心を高めるとともに、住民と行政相互の情報の交流・共有が不可欠です。情報の交流・共有とは、行政運営や施策事業についての住民への様々な情報提供を進めながら、住民の意向やニーズを把握し、まちづくり施策に反映することであり、住民と行政双方が地域課題の解決に向けて共に考え、意見を交わし合う仕組みを円滑に進めていくための基礎となるものです。

本町では、町広報誌や議会広報、防災行政無線を活用した放送、また、ホームページなどにより様々な行政情報を提供しています。今後とも、「身延町情報化計画」の実施による町民への情報提供の一層の充実を図っていく必要があります。

広聴活動においては、ホームページで意見募集を行うとともに、各種の事業実施にあたって関係住民との懇談会等を開催しています。その他、審議会等の各種の諮問審議機関があり、事案に応じて開催しています。今後は、住民自治の強化や地域協働のまちづくり推進に効果的で、多くの町民参画が得られる多様な広聴方法を検討していく必要があります。

本町では、「身延町情報公開条例及び身延町個人情報保護条例」に基づき、情報の公開を実施しています。行政からの説明責任を果たし、透明性と信頼関係を確保するために、今後も積極的に情報公開していくことが求められており、文書管理の徹底など公開体制を整えていく必要があります。

また、町民の町政への一層の関心度を高めるため、制度的な運用だけでなく、地域や現地に出向いての出前講座の実施など、各種の行政情報を分かりやすく公開していく方法も必要になっています。

今後とも、住民のニーズに合った情報提供を行うとともに、住民からの各種情報や町政に関する意見・提案を把握できる、双方向型の情報交流の仕組みを充実していく必要があります。

【基本方針】

多様な手法による広報・広聴活動を推進するとともに、適正な情報公開を実施し、行政の透明性を高めます。また、出前講座の実施など、職員が出向いて地域の理解を深め、町民との信頼関係を築いていきます。

【施策体系】

3. 住民と行政との情報 交流	【5-2-3】	(1) 広報・広聴の充実	【5-2-3-1】
		(2) 情報公開の推進	【5-2-3-2】

【施策】

(1) 広報・広聴の充実

広報媒体の充実

町民と行政の情報の共有化を強めるため、地域情報化の推進と連携した広報誌や議会広報誌、ホームページなど引き続き広報媒体の充実に努めます。

双方向型の情報交流

住民のニーズに合った情報提供を行うとともに、住民からの各種情報や町政に関する意見・提案を把握できる双方向型の情報交流の場として、懇談会の開催や住民からの要望にこたえる出前講座の実施を進めます。

パブリックコメント制度^{*1}の推進

町政の重要な計画や条例等の素案等を公表し、町民意見を公募し、政策等立案に反映させるパブリックコメント制度を推進します。

ワークショップの開催

地域課題をテーマとする町民参画のワークショップの開催を進め、提言を施策に反映していきます。

(2) 情報公開の推進

文書等行政資料管理の強化

各種文書、各種の統計データなど、行政文書資料の収集管理体制の強化や文書管理システムの構築により、的確で迅速な情報公開を進めます。

制度の適正な運用

町情報公開条例及び個人情報保護条例の適正な運用に努めます。

4 . 地域協働のまちづくり

【現状と課題】

地方分権の進展に伴い、これまでのような行政主導によるまちづくりから住民主導のまちづくりに脱皮していく、新たなまちづくりの仕組みへの変革が必要となっています。地方自治体は、これまで以上に自立性を高め、限られた財源と人材を有効に活用する行財政改革を一層推進するとともに、地域住民・コミュニティ組織・各種団体・NPO・企業など、多様な主体が参画し、連携と分担で公共的なサービス分野を担っていく地域協働型の自治体経営に変革していく必要があります。

本町では、集落コミュニティや各種団体の主体的な活動を支援してきましたが、これまでの活動は、旧町を単位とした活動が多く、町全体の活動に展開していく仕組みが弱い現状にあります。そのため、活動団体相互の交流や連携を進め、まちづくりを担う組織として育成していくことが必要です。特に、コミュニティ活動の強化を図るとともに、公的なサービスを担う力を備えたNPOやコミュニティ・ビジネス事業体、民間事業者などの育成が必要です。

また、住民の自主的な活動を促進するため、平成17年度から「身延町まちづくり推進事業」を創出し、地域の創意と工夫に基づいて、活力ある住みよいまちづくりに資する諸活動を推進するグループの育成と、事業を補助支援しています。平成18年度からは、「行政改革大綱・集中改革プラン」の樹立に基づいて、地域協働のまちづくりを推進するための町民活動への支援、団体等の組織化や活動の自主運営化などを推進しています。

今後とも、住民自治意識の高揚と自主的なまちづくりを担う人材の育成に努めるとともに、地域課題の解消に向けて、公共的なサービスを行政と住民が連携し、分担していく地域協働のまちづくりを円滑に推進する仕組みを構築し、主体的な活動を助長するための支援体制を一層充実していくことが必要です。

【基本方針】

分権社会に対応した町民主導のまちづくり活動を進めていくため、住民自治の確立と地域協働を進めていく指針を樹立するとともに、住民自治意識の高揚を図りながら、まちづくりを支える人材や公共的なサービスを担う多様な主体を育成するほか、主体的な活動を支援します。

【施策体系】

4. 地域協働のまちづくり	【5-2-4】	(1)地域協働の仕組みづくり	【5-2-4-1】
		(2)まちづくり協働活動の展開	【5-2-4-2】

【施策】

(1)地域協働の仕組みづくり

地域協働の指針の制定

住民自治と地域協働のまちづくりの仕組みを強化するため、町の制度としての指針を定める基本条例の制定（仮称「自治基本条例」等）を町民との協働で進めることを目指します。

協働意識の高揚と活動組織の育成

生涯学習と連携したまちづくり研修会、出前講座やフォーラムの開催などを通じて、地域住民の協働意識の高揚と活動リーダー等の人材養成を進めます。

()

公共的なサービス提供を担うまちづくりグループや各種団体、NPO、コミュニティ・ビジネス事業体、民間事業所など多様な主体の育成を図ります。

()

町民活動への支援

本庁及び各支所において、コミュニティ組織や各種団体、活動グループ等の人材育成、相互の情報交流、活動資金調達等への助言、コーディネート調整など町民活動への支援を図ります。()

まちづくり組織の設置

地域審議会との連携の中で、その機能の全町的視野への拡大を図り、まちづくり組織設置への取り組みを進めます。

事業計画から評価までの各段階での住民参画促進

事業等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の事務事業への参画を促進します。

(2)まちづくり協働活動の展開

ともに考える機会の充実

ワークショップの開催などを通じて、町民と行政相互が情報交流しながら、地域課題の解決に向けた対策と地域協働の活動などについて、共に考える機会を充実します。()

地域協働を促進する事業の拡充

自主的なまちづくり活動を助成するまちづくり推進事業や地域協働を促進する事業をさらに拡充します。()

まちづくり自主活動の支援

地域の創意、工夫に基づいた快適な生活の実現、地域経済の活性化のための事業など、地域課題の解消に取り組む多様な主体によるまちづくり活動やコミュニティ・ビジネスを積極的に支援します。()

自主運営化の促進

各種団体活動や公民館等の各種講座等の自主運営化を促進するとともに、一部行政が運営している公民館分館の自主運営化を促進します。

業務委託の推進

まちづくりを担う多様な主体の育成を図るとともに、指定管理者制度や業務委託等による施設管理、各種事務等の業務委託を段階的に進めます。()

第3節 行財政改革を進める

1. 行政運営の効率化

【現状と課題】

町における行政運営の現状は少子高齢化による人口減少が著しく、同時に地方分権型社会の進展等々、行政を取り巻く環境はしだいに厳しいものとなり、特に情勢の早さに対応しきれず、町の財政面における将来への不透明感はその影を大きくしており不安要素が多く厳しい環境下にあります。

こうした中、これまでのように各種計画に基づいた事業や「あれも」「これも」と拡大してきた様々な行政サービス、今まで通りの職員意識等々これまでの行政運営について考え直す必要があります。

特に、今後の行政運営を考える上での課題として「職員の行動改革」、「行財政の健全化」、「町民自治の充実」を基本とし、「人事評価制度導入」、「行政評価制度導入」、「事務事業の整理合理化」、「情報公開の推進」など評価と検討、公表、再評価等々を繰り返し、透明性の高い行政運営に心がけながら、前節に挙げた「町民と協働のまちづくり」実現に向けて、行政運営の改革に積極的に取り組む必要があります。

こうした取り組みが行政運営改革の第一歩として、町の進むべき方向を示し、未来あるまちづくりの指針とし進むことが必要です。

【基本方針】

行政改革大綱・行政改革実行プランを实践し、職員の行動改革、行財政の健全化、町民自治の充実を図り、限られた財源と人材を有効に活用し、新たな行政課題に柔軟に対応し得る、小さくて効率的な役場経営を目指します。

【施策体系】

1. 行政運営の効率化	【5-3-1】	(1)行政組織と人事管理の適正化	【5-3-1-1】
		(2)行政事務の改善	【5-3-1-2】

【施策】

(1) 行政組織と人事管理の適正化

行政組織・機構の改善

事務事業の見直しを進めるとともに、定員適正化計画に連動した、また、その時代において最も望ましい組織・機構の編成に努めます。

本庁と支所の在り方の検討

本庁と支所の役割分担や支所機能の在り方、それに伴う組織体制などについての検討を進めます。

本庁及び支所を地域づくりの拠点とし、各種団体やグループ等の支援、また、情報提供、コーディネート等行う他、NPO 法人やコミュニティ・ビジネス設立の支援等を行います。()

新庁舎については財政面や新たな合併を視野に入れて検討します。

職員の育成

人材育成基本方針に基づき計画的、積極的に職員研修を推進し、職員の行動改革を推進するとともに、地方分権型社会に対応できる能力と資質を持った職員また、町民の視点で発想のできる職員の育成に努めます。

職員の人事諸制度の充実

職員の持つ多様な能力を最大限に引き出し、職員の意欲や能力を客観的、継続的に把握・評価する人事評価制度を確立します。

人材育成の観点から計画的なローテーションや適材適所の人事配置など、効率的な人事異動を実施します。

(2) 行政事務の改善

行政評価制度の導入と事務事業の見直し

予算編成、政策形成に連動する PDCA サイクルを行う行政評価制度の導入を進めるとともに、評価結果を町民に公表します。

行政評価制度の活用などにより、必要性・優先性・効率性など町民ニーズと費用対効果を重視した事務事業の継続的な見直しを進め、事務事業の整理合理化を図ります。

民間活力の導入

公的なサービスを担う力を備えた NPO やコミュニティ・ビジネス事業体、民間事業者などの育成を進めながら、現状の行政コストを把握し、民間で行った方が効率的に出来る業務については、積極的に民間に任せていきます。PFI 事業指定管理者制度の導入、行政評価を踏まえた業務の民間委託を適正に進めます。()

積極的な情報公開と情報の共有化

町民との信頼関係を深めるため、より多くの情報を積極的に公開し、透明性の高い役場を目指すとともに、情報の共有化を図り、町民の要求を適確に把握し町民参加型のまちづくりを推進します。

経営意識と経営能力の向上

事務・事業は、短期的な成果目標を設定し、単に事務・事業を続けることが目的にならないよう目標実現への課題解決に向けて、最小の経費で最大の成果を生み出していくことが求められ、職員にも経営意識と経営能力が求められています。そのため経営意識と経営能力の向上を図りつつ、目的指向・成果重視の役場経営を進めます。

2 . 財政運営の健全化

【現状と課題】

本町の歳入の状況は、自主財源の多くを占める町税等の地方税が減少し、地方交付税等に大きく依存しています。財源のうち最大の地方交付税は、三位一体改革の推進により年々減少しつつあり、また、税源委譲についても不透明であることから、今後の財源確保と財政の安定化が大きな課題となっています。特に、歳入の伸びが期待できない状況において、義務的経費が増大するとともに、財政構造全体の硬直化が加速していくことが懸念されています。

このような財政見通しの中で、大きな税収を望めない本町としては、町税収入などの財源確保対策、優先順位による事業の取捨選択や事業の見直しを着実に進める一方、過疎対策事業債、合併特例債の有効活用、補助事業の導入によって諸事業を進めるとともに、事務の効率化や人件費の抑制などによる経費の削減、受益者負担の適正化などを図り、財政の健全化に努めてきました。

今後本格的な税源移譲が進む中で、より自主・自立した財政運営が必要となり、さらに多様化、高度化する行政需要に対応するためには、行財政改革を着実に進め、より効率的な予算配分が必要となります。このため、行政評価制度と連動した経営的手法を重視した財政運営への取り組みが必要です。

【基本方針】

自主財源の確保に努める一方、事務能率の向上や経費の削減、財産管理や受益者負担の適正化を進め、硬直化しつつある財政の健全化を図ります。また、公共的サービスの向上と経費の削減に結びつく民間活力の効果的な活用を積極的に進めます。

【施策体系】

2 . 財政運営の健全化	【5-3-2】	(1)財政基盤の安定化の推進	【5-3-2-1】
		(2)財政運営の適正化の推進	【5-3-2-2】

【施策】

(1) 財政基盤の安定化の推進

財源の確保

地域産業の活性化支援、定住促進対策など、自主財源を確保する重点施策・事業の強化を図ります。

町民の納税意識の高揚への啓発や相談体制の強化を図るとともに、課税評価や収納管理業務の充実を進め、収納率向上に努めます。

交付税措置のある地方債の有効活用、有効な補助事業の導入による諸事業の展開に努めます。

経費の節減

事務事業の整理合理化、職員の定員管理を進めるとともに、組織機構のスリム化、公共施設の統廃合を含め、経費の節減に努めます。

受益者負担の適正化

事業の公共性や政策的側面を考慮しながら、受益と費用負担のバランスを検討し、受益者負担の適正化を進めます。

(2) 財政運営の適正化の推進

予算編成手法等の検討

行政評価の成果を反映し、より効果的な事業が執行されるよう、実施計画、予算が連動した成果主義に基づく、弾力性のある新たな予算編成手法等を検討します。

補助金の適正化

各種団体等の統合と自立の向上を促すとともに、費用対効果などを検証し、補助金の内容見直しを進めます。

公営企業の経営改善

水道、下水道事業等の経営状況の把握・分析を行うとともに、経営計画を策定し、採算性を重視した経営改善に向けての取り組みを進めます。

効果的な民間活力の活用

業務の効率と質を高め、経費の削減に結び付く事務事業について、民間委託等を積極的に進めるとともに、公共施設管理運営の指定管理者への移行と業務内容の向上を促進します。

大規模な建設事業等の計画にあたっては、PFI手法による事業実施についても検討し、より効率的、効果的に事業を進めるには如何なる手法を採るべきが多面的な検討を行います。

地域協働事業の推進

新しい公共空間の形成に向けて、公的なサービスを担う力を備えた NPO やコミュニティ・ビジネス事業体、民間事業者などと連携を図りながら、行政が担うべき役割を明確にし、町民と行政の分担と連携による地域協働のまちづくり事業を推進します。()

財政情報の提供

町民に分かりやすい財政状況の情報提供や予算書の作成と公表に努めます。

本町が保有する資産・負債の状況等を明らかにするバランスシートとともに、新たな財政情報の提供を進めます。

3 . 広域連携の推進

【現状と課題】

本町は、市川三郷町、富士川町、早川町、南部町とともに峡南広域行政組合を組織し、消防本部、計算センター、特別養護老人ホーム・養護老人ホームを共同で運営しており、また、情報ネットワーク構築、観光情報の発信など峡南圏域の振興に関わる広域事業を実施しています。さらに、市川三郷町(旧六郷町の地域)、早川町、身延町で峡南衛生組合を組織し、ごみの収集と処理施設、し尿・汚泥処理施設、火葬場を運営しています。早川町とは飯富病院を共同で運営しています。

観光面では、富士川地域・身延線沿線観光振興協議会や富士川流域王国運動に参画して広域的な観光振興を図るとともに、峡南地域で推進している富士川農林学校で、広域連携によるグリーン・ツーリズムを推進しています。

さらに、中部横断自動車道の早期完成に向けて中部横断自動車道建設促進連絡協議会を結成して、共通課題に対応しています。

防災面では、富士北麓地域7市町村で構成する富士山火山防災協議会、山梨・静岡17市町村で非常時の相互応援協定などを締結している環富士山火山防災連絡会を組織し、また、静岡・神奈川・山梨3県と関係自治体で構成する富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議では、観光振興や防災など多様な課題に対応しています。

今後とも、周辺地域と連携して施設共同利用や共通する課題の解消に取り組むとともに、幅広い交流活動を地域活性化にいかしていくことが必要です。さらに、広域圏の枠を越えた各地の自治体や企業・団体、研究機関や大学等と連携して、地域課題に対応する事業や調査研究を検討していくことが重要になります。

【基本方針】

新たな合併を視野に入れた、より有効な広域的事務事業を推進します。また、広く各地の自治体や企業・団体、研究機関や大学等と協働し、地域課題の解消を図る事業を進めます

【施策体系】

3 . 広域連携の推進	【5-3-3】	(1)広域行政の展開	【5-3-3-1】
		(2)その他連携事業の推進	【5-3-3-2】

【施策】

(1) 広域行政の展開

広域圏事業の充実

峡南広域行政組合の事業運営など広域事業の充実に努め、広域圏の地域活性化を図ります。

関係市町村との連携・協力のもと、新たな公共的サービスの広域事業化や新たな合併を視野に入れた広域事業の在り方について、研究・協議を進めます。

広域的な情報ネットワークの強化

情報通信ネットワークの相互接続性・運用性やセキュリティ確保についての連絡・調整を図り、広域的な情報ネットワークの強化を進めます。

(2) その他連携事業の推進

幅広い共通課題への対応

広域市町村圏域や県境を越えた地域との各種連携事業の推進に努め、相互に共通する課題に対応するまちづくり連携を進めます。

多様な連携事業の推進

災害時の相互支援協定、観光や物産の相互PRなど遠方各地の自治体・企業や業界団体等との交流を活発化し、相互の協力関係を築き、地域課題を解消する効果的な連携事業の推進を図ります。

地域活性化課題に対応し、研究機関や大学、企業等と協働した産学官連携による調査研究を進めます。

【用語解説】

N P O

Non Profit Organization (利潤を分配しない組織)の頭文字をとったもので、通常、民間非営利組織と呼ばれています。株式会社や営利企業とは違い、通常は収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配せず、次の活動の費用にしていきます。1995年に起きた阪神大震災で、NPOの活動が社会の注目を集め、それをきっかけとし、1998年12月1日に特定非営利活動促進法(NPO法)が施行されました。

ユニバーサルデザイン

文化・言語の違い、老若男女といった差異、障害・能力のいかんを問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいいます。できるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることが基本コンセプトです。

コミュニティ・ビジネス

地域課題の解消に向けて、既存の行政や企業などでは対応しにくい事業を地域住民自ら起業していく有償で行う事業であり、地域の需用対応型の小規模ビジネスです。事業内容に応じて任意団体、自治会、NPO法人、組合、会社など事業を担う組織形態は多様です。国や県においても、コミュニティ・ビジネスを支援する体制が強化されつつあります。

ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもので、予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらに避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されているものです。これを利用することで災害発生時に迅速・的確に避難を行うことができ、また二次災害発生予想箇所を避けることができるため、災害による被害の低減に非常に有効であるとされています。

ビオトープ

生き物の生息空間を意味し、生物が生息できる自然環境を備えた場所のことです。なお、ビオトープ型公共事業とは、生物が棲める生態的空間に配慮した建設工事などの公共事業のことを表します。

フィールドミュージアム

地域の個性ある資源・施設を体験や学習の場としてネットワークし、地域全体の屋根のないミュージアム(博物館や美術館)として利用する考え方です。体験や学習の解説・案内者の提供が重要になります。

エコツーリズム

特有の自然や生活文化についての知識を得て、体験や学習等をする旅です。実地

での体験や学習を通じて、自然や文化の保護の意識、資源の持続と保全への責任をはぐくむことが特色です。

バイオマス

石油等の鉱物資源ではなく、木材をはじめ、生ごみ、紙などの生物資源のことを意味します。

ポケットパーク

道路整備等に伴って生まれた空き地や道路沿いのわずかな土地につくる小さな広場のことで、地域の人達の気軽な憩いの場となります。

パークアンドレイルライド

車交通混雑の緩和や公共交通機関の利用を促進するため、鉄道駅周辺に駐車場を確保して、鉄道への乗り換えを利便化する方法です。

P F I

Private Finance Initiative の略で、これまでは国や自治体が行ってきた社会資本整備などの公共事業を、民間の資金やノウハウを活用して行う手法のことです。公共施設を民間主導で建設・運営することで、建設費のコストダウンや公共サービスの効率化を図り、財政負担を削減することがねらいです。平成11年に「民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律(PFI 推進法)」が制定されています。

コミュニティプラザ機能

窓口サービス等の支所機能と住民の地域づくり活動の支援機能とともに、活動の交流や集会の場、活動組織等の事務所などを備えた地域拠点のことです。

グリーン・ツーリズム

農山村でゆっくりと滞在することを目的とした旅であり、作物栽培・収穫などの農作業や自然との触れ合いなど、農村での生活を体験する余暇活動のことです。

スローフード

大量生産・大量消費の経済の発展に伴い、ファーストフードに代表される画一的な工業製品の食が拡大し、地域独自の食文化が失われつつある中で、地域が保有する食材や伝統的な料理などを見直し、風土に根ざした新鮮で安心できる健康的な食べ物を大切にし、それを継承するとともに、ゆっくり食べるなどコミュニケーションを大事にした食事などを総称して、スローフードと言われています。地産地消との関連、食育との関連も深い取り組みであるとともに、スローライフと言われているように、生活の在り方そのものを見直す運動となっています。

ワーキングホリディ

本来は働いて生活費を補いながら海外での生活を体験できるシステムのことで、例えば、農業や農村に関心を持ち、農作業をしてみたいと希望する人たちを、地元の農家が受け入れ、寝食をともにしながら農作業を体験する活動も意味します。Iターン等による新規就農にもつながるものとして取り組まれています。

ワークショップ

地域の課題に応じて、地域に関わる多様な立場の人々が参加し、共同作業を通じて研究や検討活動、計画づくりなどを進めていく方法です。

チャレンジショップ

活力と賑わいのある商店街づくりのため、商業団体や商業者等が借り上げた空き店舗を利用して、新たな業種などを誘致したり、出店して営業することです。

DV

Domestic Violence の略で、同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のことを指しています。近年では同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もあります。

パブリックコメント制度

意見提出手続のことで、行政が政策や計画等を立案するに当たり、素案を公表して、住民等の関係者に意見を募集し、政策などの決定に反映させるという制度です。

